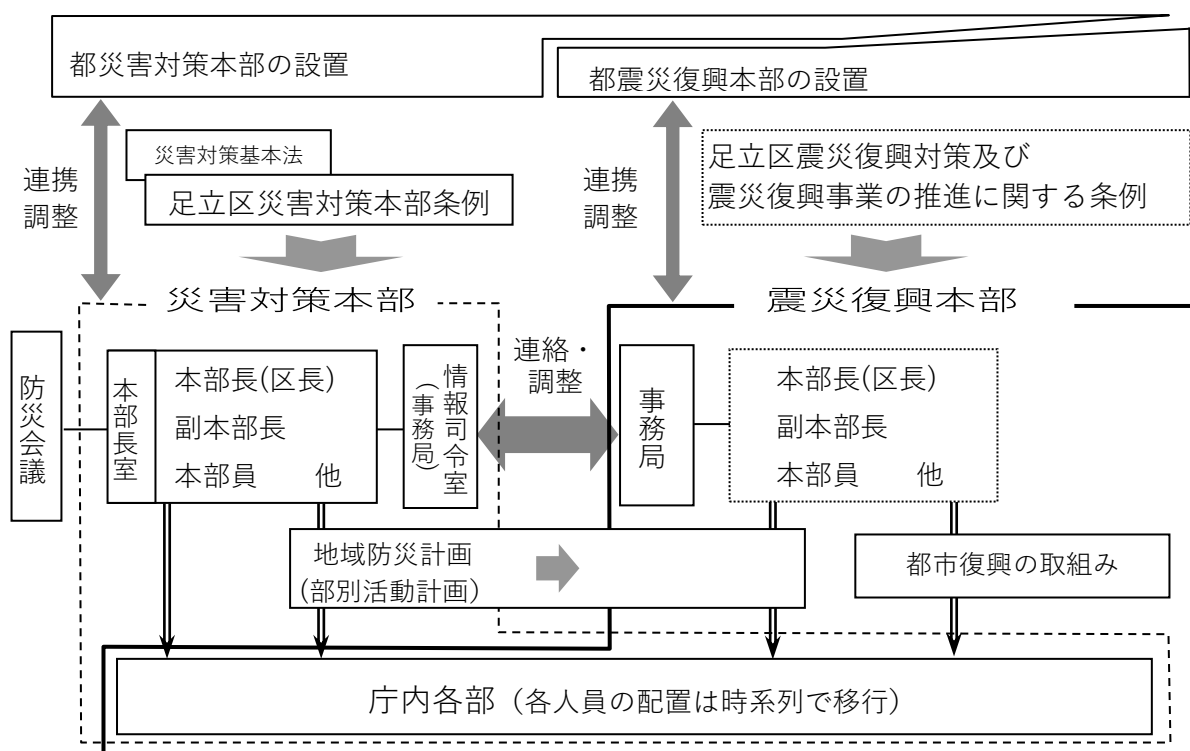


資料 1-1 災害対策本部と震災復興本部の連携

- 区内において、大規模な災害が発生、または発生するおそれがある場合、区民等の安全確保を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置し、災害対策を推進する。
- その後、災害対策本部に集まる被害状況をもとに、計画的に市街地の復興を進める必要がある場合に、足立区震災復興本部を設置する。
- この震災復興本部は、災害対策本部との緊密な連携が図られること、復興にかかわる政策判断・意思決定が的確に行われることに留意した組織及び人的構成とする。
- 本部長は区長とし、災害対策本部と連絡・調整を行う事務局を設置する。本部長の命により、都市復興マニュアルに基づく取組み、及び部別活動計画などによる生活復興の取組みを行う。

災害対策本部と震災復興本部の構成・関係



区災害対策本部

- ・ 区内で相当の被害が発生、又は発生するおそれがあり、災害対策活動推進を図るため必要があると認めるときは、区災害対策本部を設置
- ・ 本部長は、区の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、区災害対策本部を廃止

区震災復興本部

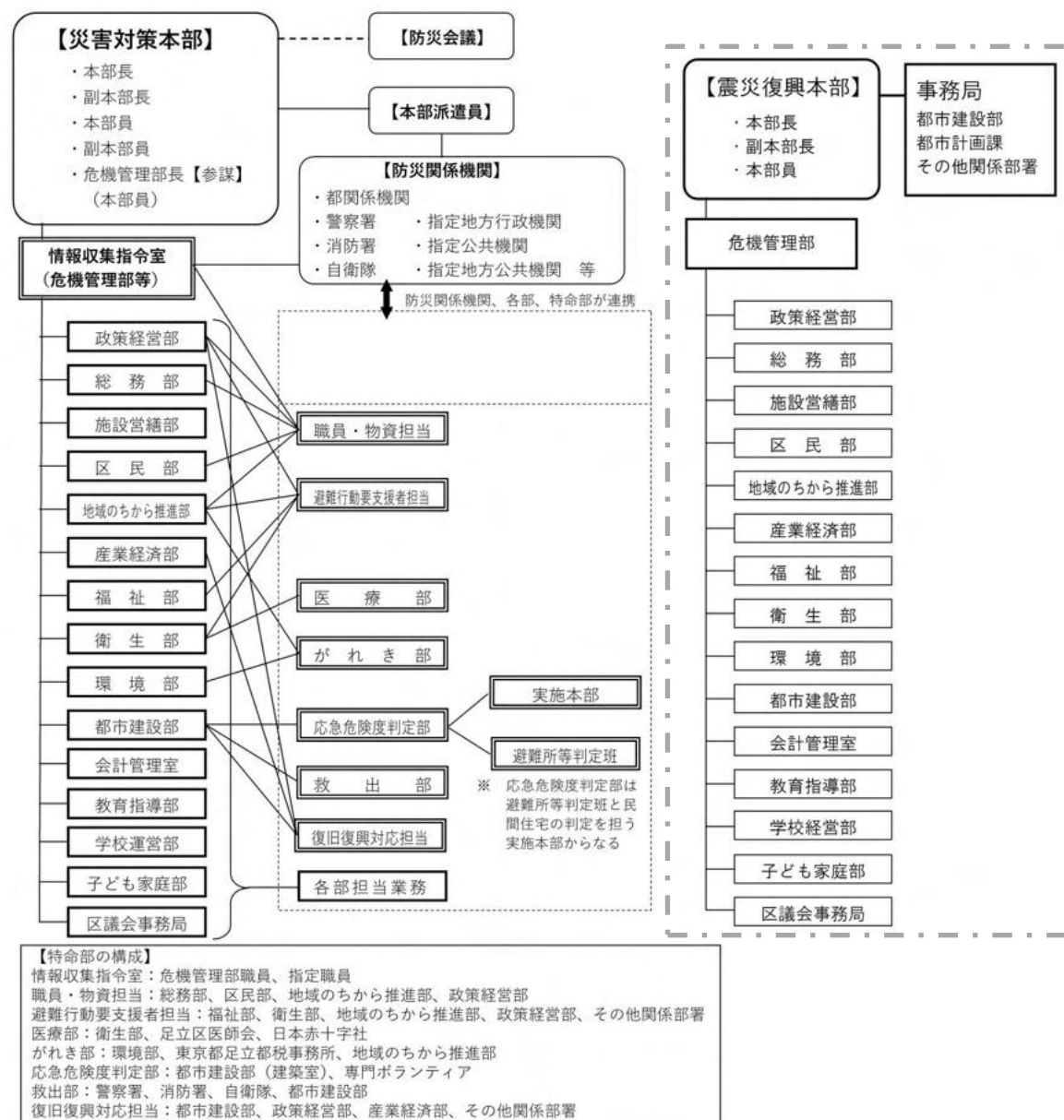
- ・ 災害対策本部(情報司令室)に集まる被害概況により、被災の激しい地区があり、計画的な市街地の復興が必要な場合、区震災復興本部を設置
- ・ 本部長は、震災復興に関する事業が進捗し、復興本部設置の目的が達成されたと認めたときは、区震災復興本部を廃止

資料 1-2 足立区震災復興本部設置基準（案）

- 災害対策本部内の情報司令室に集まる被害状況において、概ね8割以上の家屋が全壊・半壊・全半焼した地区がある。
- これらの地区について、現地調査により被災状況の調査を行い、建築基準法第84条による建築制限が必要であるなど、計画的な市街地の復興が必要な場合、区震災復興本部を設置する。

資料 1-3 震災復興本部体制（案）

復興本部を構成する部は新たに立ち上げることもできる。被災後、円滑に震災復興本部を設置できるよう、新たに立ち上げる部も含め、事前に詳細な本部体制を検討しておくことが重要である。



資料 1-4 震災復興本部における業務内容

第1 各所管の共通業務

- ・ 所管施設の被害状況等の把握に関すること
- ・ 所管施設の再建及び再開に関すること
- ・ 部内及び他部との連絡調整に関すること

第2 人的資源、執務環境、設備に関すること

- ・ 人的資源の確保に関すること
- ・ 復興に係る人事計画、服務に関すること
- ・ 職員の公務災害補償に関すること
- ・ 防災会議に関すること
- ・ 議会との連絡に関すること
- ・ 他自治体からの応援要員の対応に関すること
- ・ 情報システムの復旧及び復旧・復興に関する情報活用に関すること

第3 関係機関との情報連絡、広報、記録等に関すること

- ・ 災害情報の収集及び関係部課への伝達に関すること
- ・ 東京都震災復興本部及び関係防災機関との連絡に関すること
- ・ 生活復興期の区民活動との連携に関すること
- ・ 区民生活の再建状況等の把握に関すること
- ・ 復興に係る広報及び広聴に関すること
- ・ 被災者への相談窓口の設置・運営に関することの調整
- ・ 報道機関との連絡に関すること
- ・ 復興の記録に関すること

第4 本部の設置・運営、復興計画に関すること

- ・ 震災復興本部の設置・運営・廃止に関すること
- ・ 震災復興本部会議の設置・運営に関すること
- ・ 震災復興総合計画の策定に関すること
- ・ 震災復興対策の総合調整及び進行管理に関すること
- ・ 震災復興本部業務と災害対策本部業務の総合調整に関すること

第5 復興に係る費用に関すること

- ・ 復興に係る費用に関すること
- ・ 復興関係の予算に関すること
- ・ 復興に係る財政計画に関すること
- ・ 復興事業の実施に係る公金の支出及び収入に関すること
- ・ 復興基金の協議等に関すること
- ・ 震災後の税収見込みに関すること
- ・ 復興に係る税制の調査研究に関すること

第6 生活再建、産業復興に関する事

- ・ 家屋・住家の被害調査に関する事
- ・ り災証明に関する事。
- ・ 災害援護資金の貸付けに関する事
- ・ 被災者生活再建支援金の支給に関する事
- ・ 義援金品の配分に関する事
- ・ 災害弔慰金等の支給に関する事
- ・ 課税、減税等の措置に関する事
- ・ 国民健康保険料の減額、徴収猶予又は免除に関する事
- ・ 消費生活相談に関する事
- ・ 町会・自治会のコミュニティ活動の支援に関する事
- ・ 外国人への支援に関する事
- ・ 区内産業、所管施設の被害状況等の把握に関する事
- ・ 共同仮設工場・店舗の設置・提供に関する事
- ・ 施設の再建のための金融支援に関する事
- ・ 雇用の維持に関する事

第7 福祉、衛生に関する事

- ・ 被災幼児の健康管理、メンタルヘルスケアに関する事
- ・ 被災幼児への支援に関する事
- ・ 被災住民の健康管理、メンタルヘルスケアに関する事
- ・ 災害復興公営住宅等への巡回相談等に関する事
- ・ 医療機関の復旧状況に関する情報提供に関する事
- ・ 仮設診療所の設置に関する事
- ・ 防疫活動の実施に関する事
- ・ 公衆浴場の営業状況に関する情報提供と再開支援に関する事
- ・ 食品・飲料水の安全確保に関する事
- ・ 動物愛護に関する事

第8 学校等に関する事

- ・ 区立学校等教育施設及び社会教育施設等の被害状況の調査に関する事
- ・ 区立学校等教育施設及び社会教育施設等の再建及び再開に関する事
- ・ こども園・保育園等の被害状況の調査に関する事
- ・ こども園・保育園等の再建及び再開に関する事
- ・ 小・中学校の被災児童・生徒への支援に関する事
- ・ 小・中学校の被災児童・生徒の健康の維持、メンタルヘルスケアに関する事
- ・ 学校備品、教材教具等の整備に関する事
- ・ 文化財の復旧支援に関する事

第9 都市基盤、環境整備に関すること

- ・ まちの復旧・復興状況の把握に関すること
- ・ 都市復興基本方針・基本計画の策定・公表に関すること
- ・ 第1次・第2次建築制限に関すること
- ・ 復興まちづくり計画等の策定に関すること
- ・ 時限的市街地の配置計画と建設・運営に関すること
- ・ 用地の確保・調整に関すること
- ・ 応急仮設住宅の用地確保に関すること
- ・ 宅地の応急危険度判定に関すること
- ・ 住宅の応急危険度判定に関すること
- ・ 応急的な住宅（応急仮設住宅）の供給・管理に関すること
- ・ 区営住宅等の供給・管理に関すること
- ・ 民間住宅に対する住宅再建支援・協力に関すること
- ・ 民間賃貸住宅入居者に対する支援・協力に関すること
- ・ マンション建替え・補修に対する協力に関すること
- ・ 応急仮設住宅建設への協力に関すること
- ・ 被災建築物の復旧相談に関すること
- ・ がれき等の処理に関すること
- ・ ライフラインの復旧状況の把握に関すること
- ・ 道路障害物(主に道路占有物件及び車両)の除去に関すること
- ・ 道路等の復興事業に関すること
- ・ 公園施設の復興事業に関すること
- ・ 公園、児童遊園、公園予定地等の土地利用の調整に関すること

出典：足立区地域防災計画

資料 1-5 震災復興本部運営要領

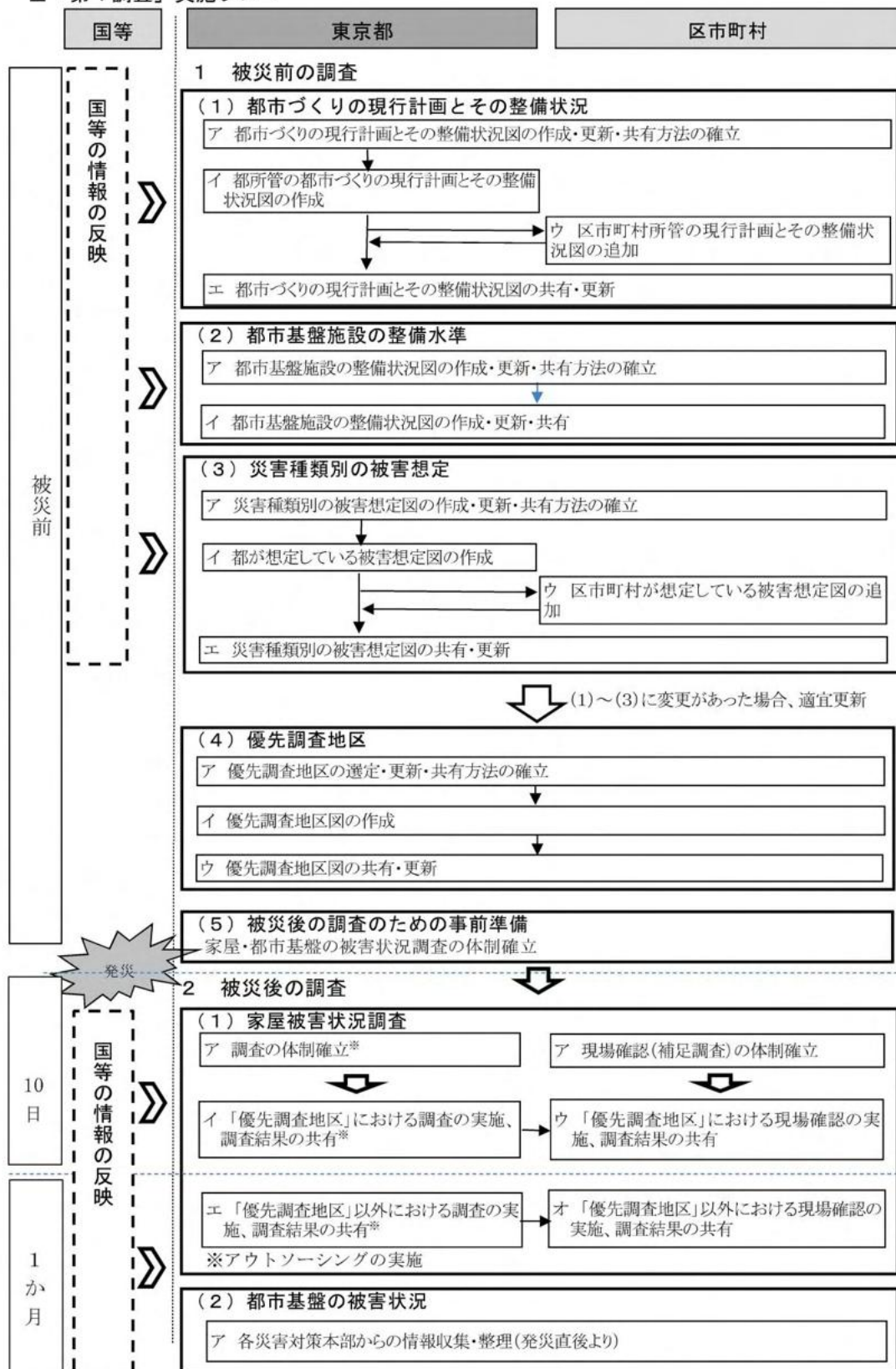
復興本部設置時行動要領の主な内容項目例

- 1 復興本部設置時行動要領の取扱い
 - ・ 要領の内容
 - ・ 想定期間
 - ・ 対象
 - ・ 点検及び整備
- 2 復興本部復興部課構築の準備行動の流れ
- 3 復興本部復興部課の設置手順
 - ・ 復興本部復興部課を設置しない場合
 - ・ 復興本部復興部課を設置する場合
- 4 復興本部〇〇部課詳細手順等
 - ・ 参集及び復興本部復興部課等設置の判断基準
 - ・ 復興本部復興部課編成表
 - ・ 復興本部〇〇部課職員招集連絡網
 - ・ 復興本部〇〇部課室レイアウト想定図
 - ・ 必要物品等一覧
 - ・ 情報の収集及び整理方法
 - ・ 職員参集受付・職務担当・勤務状況表
 - ・ 復興本部〇〇部課電話番号簿
 - ・ 文書の取扱いについて
 - ・ 文書整理簿
 - ・ 復興本部〇〇部課プレス発表簿
- 5 参考資料
 - ・ 復興本部設置条例
 - ・ 同条例施行規則
 - ・ 復興本部組織要綱など

出典：区市町村震災復興標準マニュアル

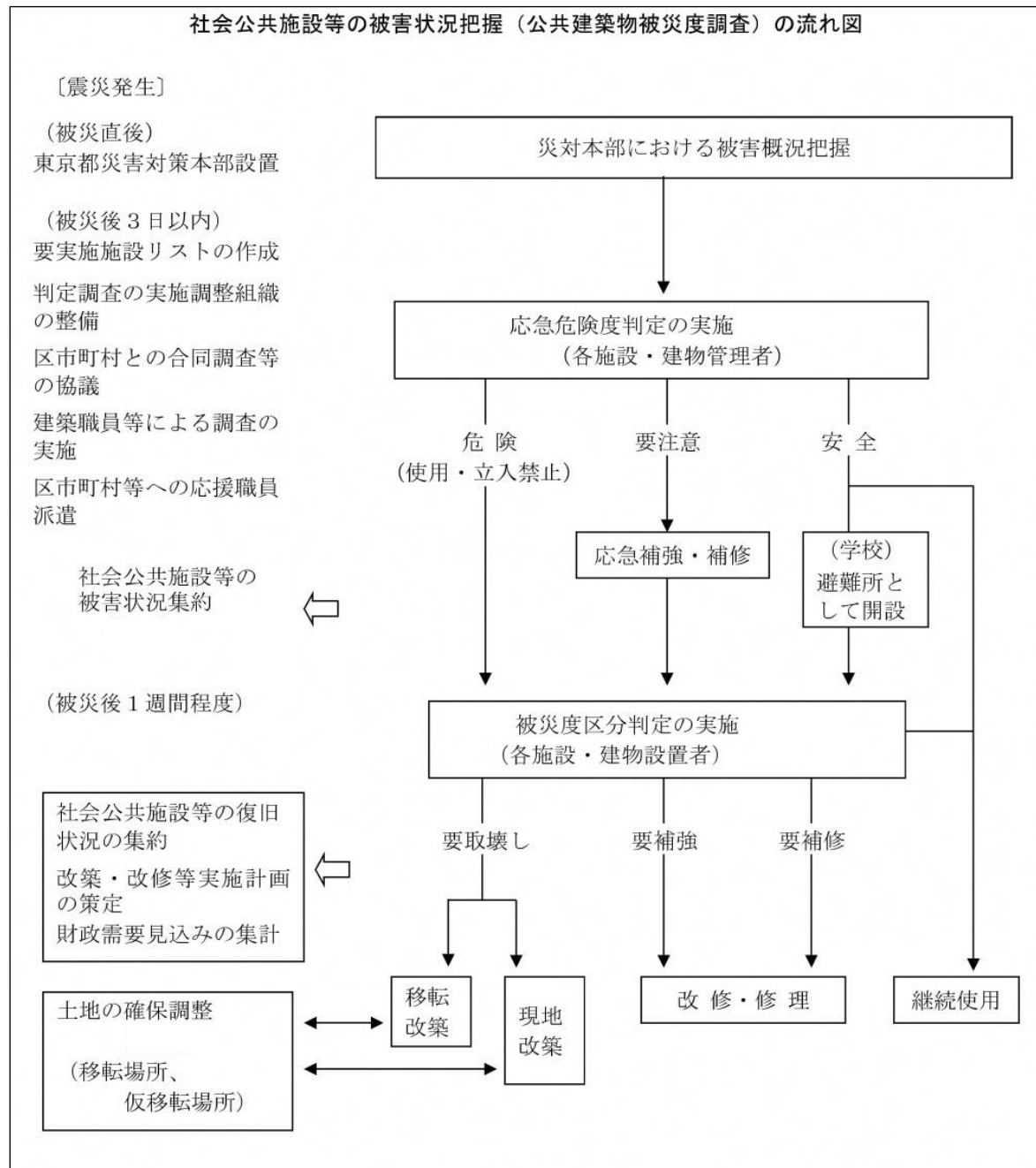
資料 1-6 調査実施フロー

■「第1調査」実施フロー



出典：東京都震災復興マニュアル

資料 1-7 社会公共施設等の被害状況把握の流れ図



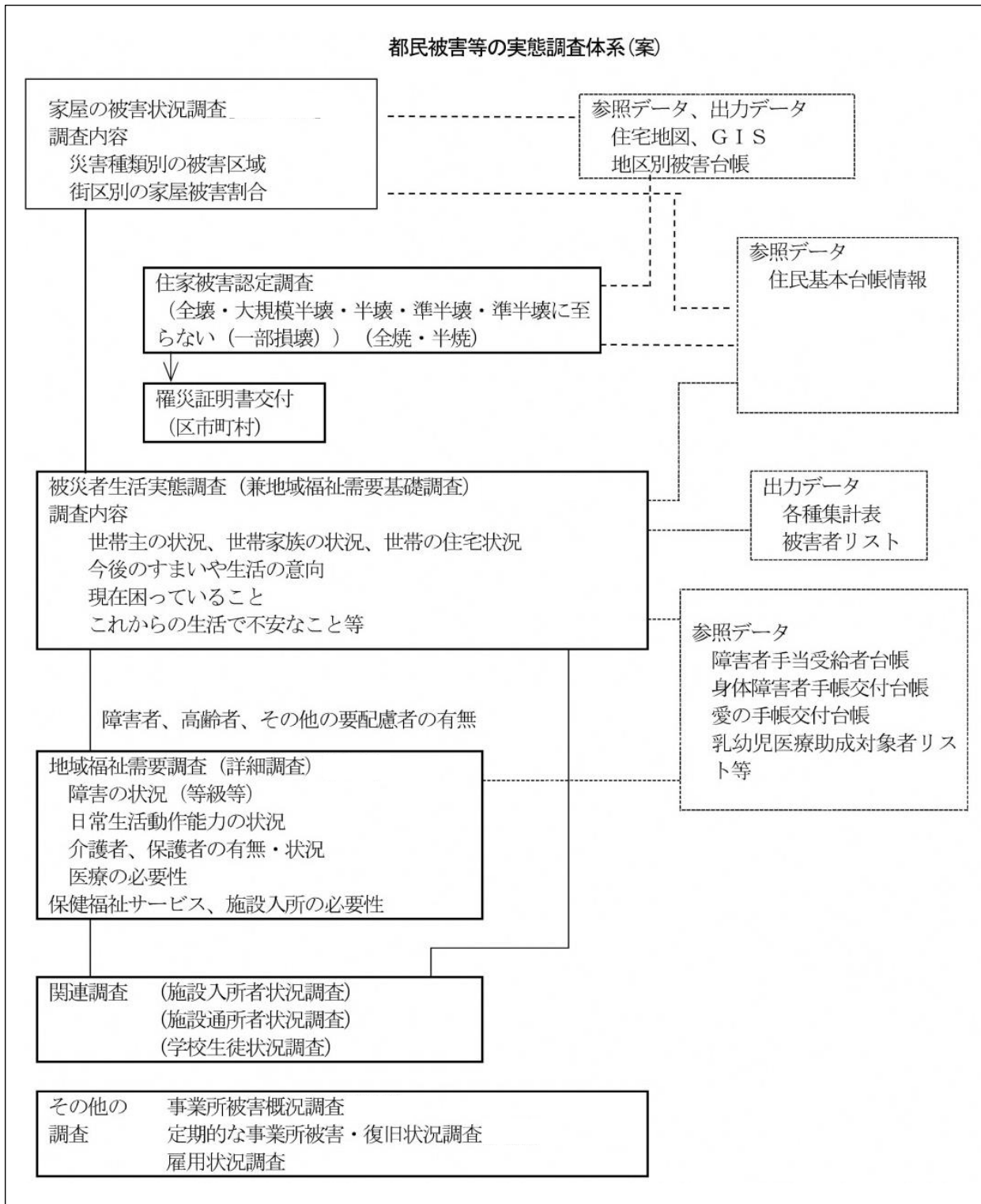
出典：東京都震災復興マニュアル

資料 1-8 建物、宅地等に関する調査の概要

	実施目的等	調査主体	調査員	実施時期	調査内容	判定基準	判定区分
被災建築物応急危険度判定	被災建物の継続使用による二次災害防止（都民の生命の安全性確保）	○民間住宅：判定実施本部（区市町村） ○民間事業所：建築物の管理責任者 ○公共施設：建築物の管理責任者である公共団体	応急危険度判定員	民間住宅については1週間程度の間に、その他についてはできる限り早く実施	建物の、当面の使用に当たっての危険性	被災建築物応急危険度判定研究会が定めている基準	○危険（立入禁止） ○要注意（立入制限） ○調査済み（当面安全）
被災宅地危険度判定	被災宅地の二次災害防止	区市町村	被災宅地危険度判定士	できる限り早く実施	宅地の危険度	被災宅地危険度判定連絡協議会が定めている基準	○危険宅地 ○要注意宅地 ○調査済み宅地
被災区分判定	建物の長期継続使用の可否について判定するために実施。 公共建築物の判定結果は、その後の応急・復旧活動の拠点としての使用の可否判断にも用いる。	被災建物の所有者が実施 社会公共施設等については管理責任者が実施	建築構造に関する専門家	社会公共施設等については、2週間から2か月の間に実施	建物の長期継続使用の可否	社会公共施設等は、「震災建築物の被災区分判定基準および復旧技術基準」（国土交通省住宅局建築指導課〔註・刊行物〕）を標準として各局が基準を定め、実施	○破壊 ○大破 ○中破 ○小破 ○軽微
種類の被害状況（災害家屋被害割合）	都市復興基本方針・基本計画（骨子案）や地域別復興まちづくり方針・計画（骨子案）の検討等の基礎資料とするため	○都 ○区市町村	○都（アウトソーシング含む） ○国土地理院 ○区市町村	10日以内でできる限り早く実施	家屋被害が発生した原因となる災害	本マニュアルによる	○被害区域（揺れ/液状化/斜面崩壊・土砂堆積/火災/浸水）
					家屋（住家・非住家）の街区別被害割合	本マニュアルによる	○大被害（建替が想定される家屋被害割合8割以上） ○中被害（同5割～8割） ○小被害（同5割未満）
住家被害認定調査	住家の被害程度を認定するために実施。この調査結果に基づき、被災者に罹災証明書が発行される。	区市町村（ただし、火災に係る調査は、23区及び消防事務を委託している自治体では東京消防庁が実施）	区市町村職員等	1か月以内	住家の延床面積と損壊等した部分の床面積の一定割合又は住家の経済的被害の割合を判定	災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和2年3月内閣府）	○全壊 ○大規模半壊 ○中規模半壊 ○半壊 ○準半壊 ○準半壊に至らない ○全焼 ○半焼

出典：東京都震災復興マニュアル

資料 1-9 被害状況把握の体系（案）



出典：東京都震災復興マニュアル

資料 1-10 事前準備図面の更新・共有方法について

○ データの更新について

(1) 共通データの更新

- ・ データの更新は、今後のシステムの円滑な運営に配慮して、システムの運用全体を調整する体制を整えることが重要である。したがって、今後の既存のデータの更新等においてデータを所管する部署に定期的に提供を依頼し、事務局がシステムのデータ更新を行うこととする。
- ・ なお、本システムで使用するデータはこれまで区市町村及び都が構築してきた既存のデータを活用することを基本とする。既存のデータがない場合には、事務局と区市町村等で調整を行い、データフォーマット等を検討し、新たなデータを構築する。なお、データの整合性の確保及び転用の容易さ等に考慮して、更新に際しての基本的なルールを定め、データを所管する部署にデータの提供を依頼するものとする。
- ・ データは適宜最新のものを利用することが望ましいが、各項目において更新時期が異なることから、更新にあわせて適宜データを取得できる体制を整備しておく必要がある（都が集約したデータを利用する場合にはデータの更新が遅くなる場合があるため、区市町村が最新のデータを反映できるような体制を検討する必要がある）。

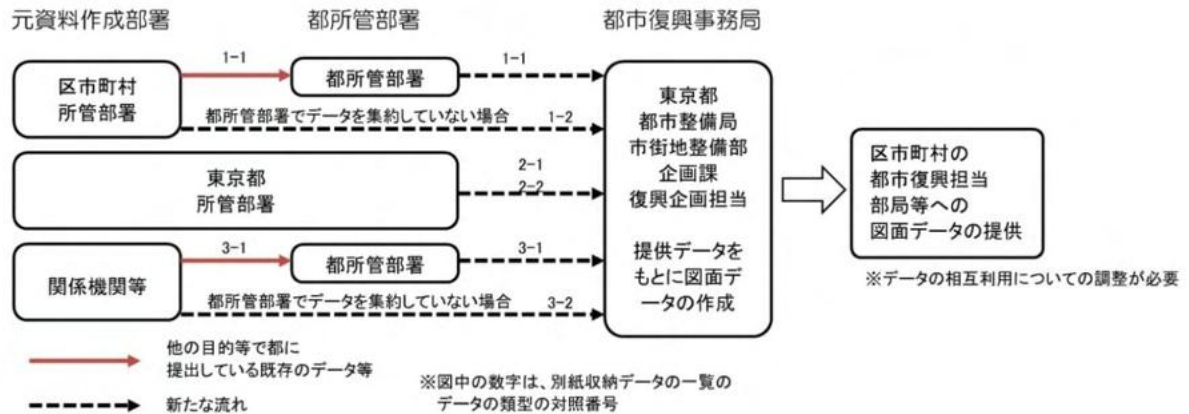
ア 現在のデータの更新（図の赤い矢印）

- ・ 更新する項目：各属性については、現行のデータのとおり。ただし、更新においてデータ属性の変更が予想される場合には事前に調整できるようにしておくことが重要である。（別途、定義書を作成）
- ・ 更新者：区市町村及び都の所管部署が更新したデータを、事務局が適宜取得し、データの更新を行う。
- ・ 更新時期：定まった更新時期がある項目についてその更新時期に、その他の項目についてはできる限り年度末時点のデータを収集できるようにしておく。（年1回定期的な更新を想定）

イ 新たなデータの整備（図の黒い破線の矢印）

- ・ 整備する項目：区市町村等から提言のあった項目や現在 GIS 化されていないデータについて、新たなデータを整備することを検討する。ただし、データの作成は区市町村等の所管課が行う作業であるため、できる限り負担の少なくなるように調整する。
- ・ 作成・更新者：区市町村及び都の所管課が作成・更新したデータを、事務局が適宜し、データの更新を行う。なお、作成時点では既存のデータの活用やシステムへの転送の容易性などについて、所管部署と十分な調整を行うものとする。
- ・ 更新時期：所管部署との調整により決定する。

【データ作成・更新の流れ】



(2) 復興方針等の基礎データの作成・更新

- 被災後、復興方針・計画等を策定するにあたり被災前に準備した図面（データ）及び被災状況の図面（データ）を活用して、区市町村において基礎的なデータの整理することが想定される。また、整理や復興方針、復興計画の策定にあたり、計画区域や事業区域を検討することも想定される。
- これらのデータについては、都が策定する方針・計画や事業等との関連も深いため、区市町村が作成したデータを都市復興に関する基礎データとして都へのデータ提供を依頼し、共用・活用することを目指す。
- データの共用については、次項に記載してあるが、汎用的なデータ形式で区市町村から提供されることを依頼する。

ア 復興方針等

- 作成手順等：被災地域の区市町村において GIS 等でデータを整理し、DIS・電子メール等により都に報告される被災情報等について、復興方針策定の基礎データ等として共用を図る。なお、電源喪失等においてパソコン等による作業が行えない場合には、事前準備図面として保管している紙地図等に被災状況を整理する。
- 作成者：被災情報等については被災地域の区市町村がデータの作成し、都が報告を受けて GIS システムへの変換等を行う。

イ 復興計画等

- 作成手順等：区市町村において作成した復興計画に記載している計画区域や事業予定区域等のデータについて、都への提供を依頼し、共用する。なお、データについては、区市町村の更新にあわせて都への送付を依頼し、データの共有化を図る。
- 作成者：各種区域等については被災地域の区市町村がデータの作成し、都が区市町村からの送付を受けて GIS システムへの変換等を行う。

○ データの共有について

- ・ 各データは GIS 及び PDF の電子データで運用するとともに、停電時にも作業が行えることに配慮して、紙の出力データも保管する。

(1) 電子データによる保管

- ・ 基本システムとして、ARCGIS を用いてデータの構築を行うことを予定している。区市町村等へはシェープ形式でのデータ提供を行うとともに、管理ファイルである MXD(マップドキュメント)ファイルを送付する。あわせて、ビューア用のファイルの提供も行う。
(参考) 表示のみであれば、無償提供されている ArcReader を使えば、任意の範囲・レイヤーの選択が可能であり、庁内の PC 等から適宜必要なデータを出力可能である。
- ・ また、個別のデータファイルは、汎用性の高いシェープ形式としていることから、各部署で使用されている GIS アプリケーション等との互換性が確保されており、更新データの作成やデータの活用も容易となっている。なお、表示及び出力の形式を統一するため、線種やポリゴン・ライン・文字の色等表示に関する属性について定義しておくことを検討する。
- ・ GIS のデータとあわせて、GIS システムが導入されていない PC でも閲覧・出力可能な PDF もあわせて提供する。

(2) 紙地図データの保管について

- ・ 紙地図データによる保管については、災害時の電源喪失時においても迅速に作業が行えるように、被害調査の基図や計画図等との整合を持たせて 1 / 2 , 5 0 0 で保管（都及び区市町村で 1 部ずつ）するものとする。

【出力を予定している図面】

- a) 都市づくりの現行計画に関する図面（2 種に分けて作成）
- b) 都市基盤施設の整備水準に関する図面
- c) 被害想定に関する図面
 - ・ 首都直下地震等による東京の被害想定又は地震に関する地域危険度測定調査結果図
 - ・ 浸水想定図
 - ・ 高潮浸水想定図
 - ・ 土砂災害警戒区域等図

出典：東京都資料

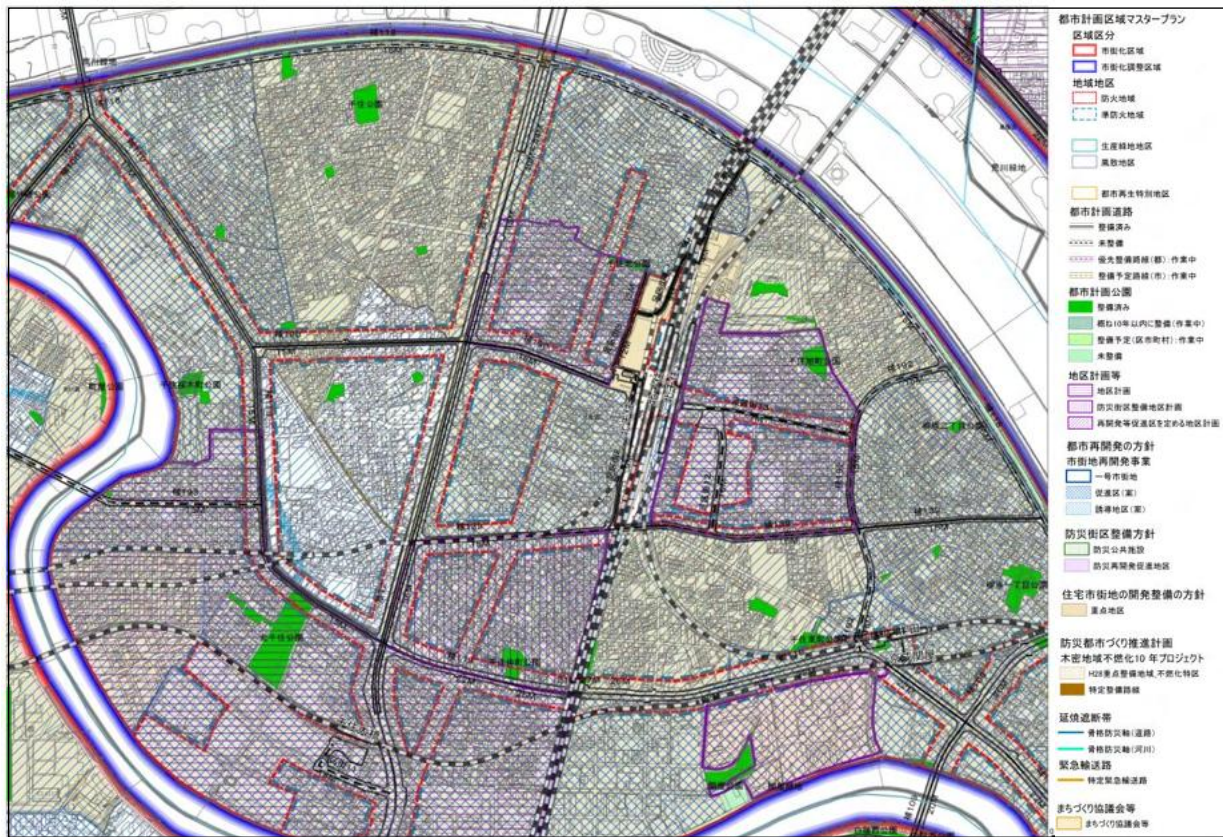
資料 1-11 都市づくり現行計画整備状況図

都所管の都市づくり現行計画の例

- ・ 都市計画区域マスタープラン
- ・ 区域区分
- ・ 都市再開発の方針
- ・ 防災街区整備方針
- ・ 住宅市街地の開発整備の方針
- ・ 地域地区
- ・ 都市施設
- ・ 市街地開発事業等及びその予定地区
- ・ 地区計画等
- ・ 防災都市づくり推進計画 等

区所管の都市づくり現行計画の例

- ・ 足立区都市マスタープラン
- ・ 地域地区
- ・ 促進区域
- ・ 都市施設
- ・ 市街地開発事業等及びその予定地区
- ・ 地区計画等
- ・ まちづくり条例等に基づく計画 等

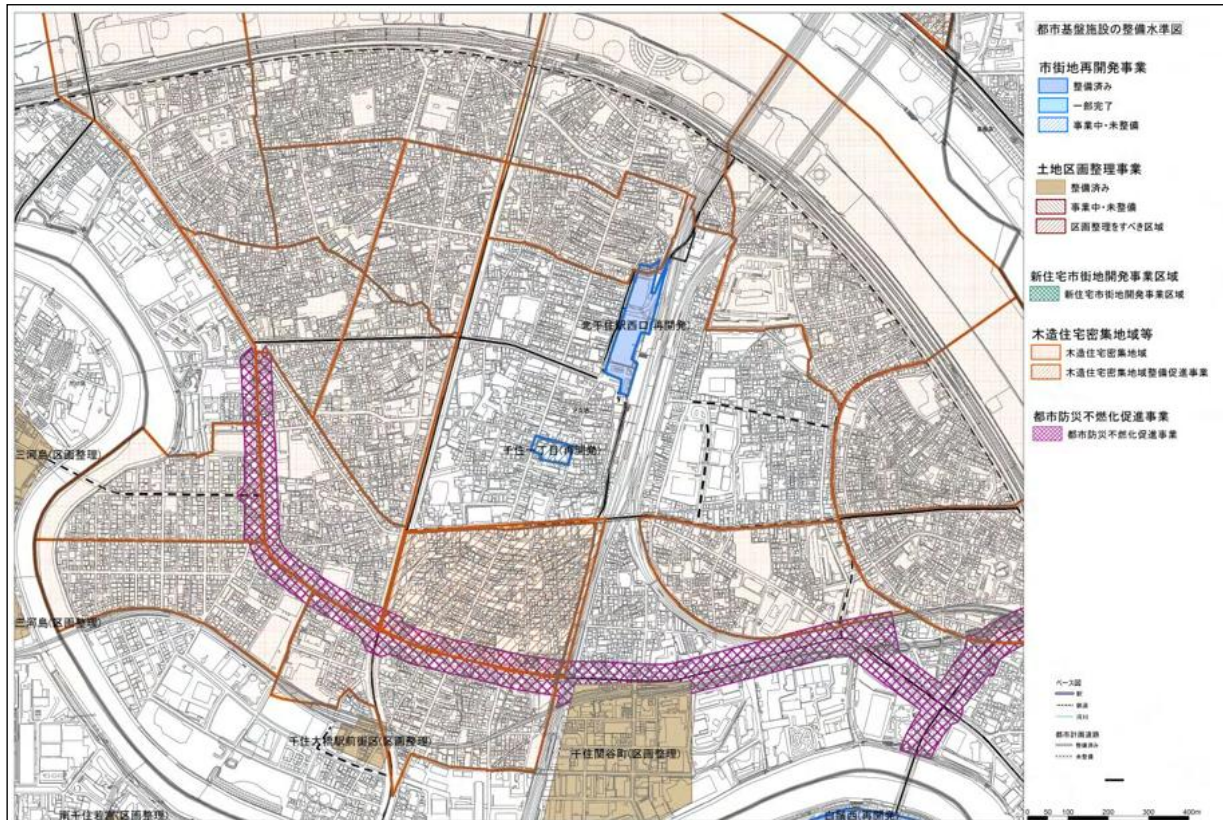


出典：東京都資料

資料 1-12 都市基盤施設整備水準図

都市基盤施設の整備水準に係る情報の例

- ・ 面整備事業(市街地開発事業等)の実施有無と、その実施時期
- ・ 土地区画整理事業をすべき区域
- ・ 木造住宅密集地域(重点整備地域、整備地域含む)
- ・ 被災により被害が想定される地域(地震に関する地域危険度の調査結果等) 等



出典：東京都資料

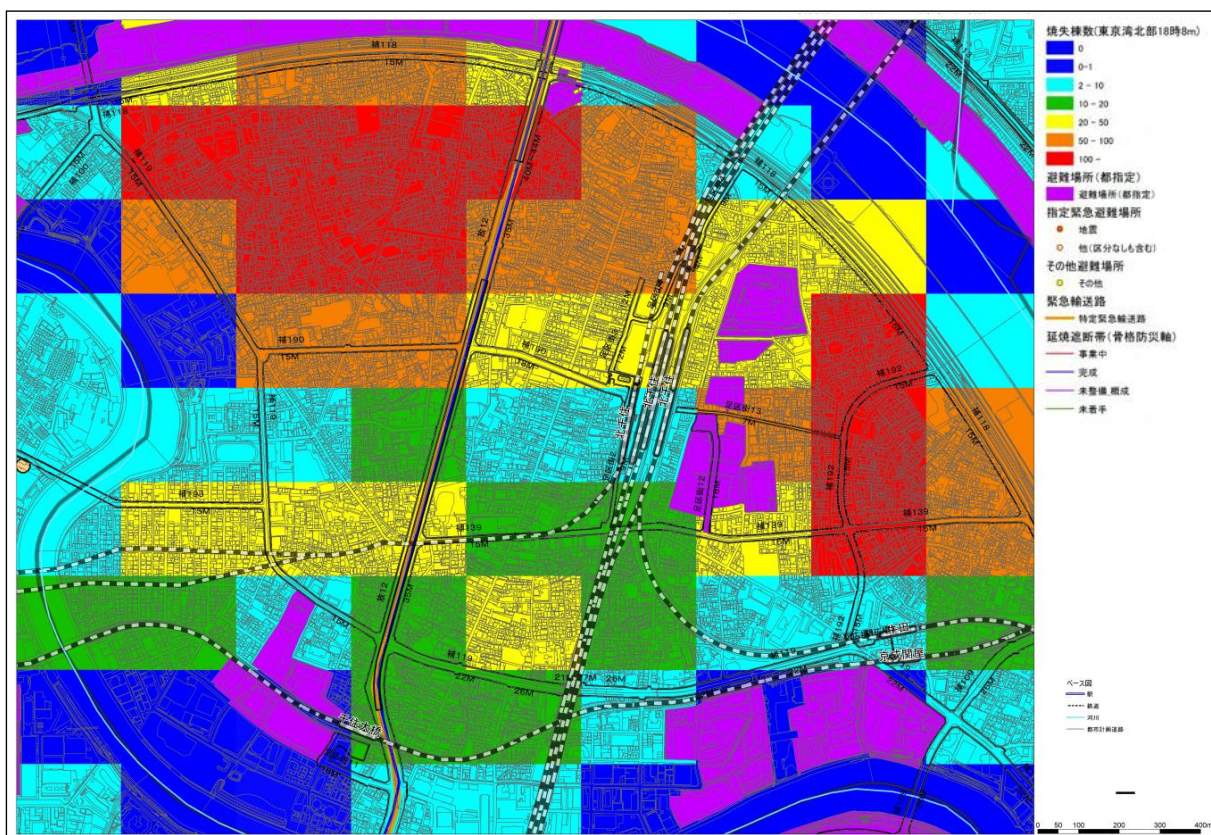
資料 1-13 災害種類別被害想定図

都による各種災害に伴う被害想定 の例

- ・ 首都直下地震等による東京の被害想定
- ・ 地震に関する地域危険度測定調査
- ・ 液状化予測図
- ・ 土砂災害警戒区域等マップ
- ・ 大規模盛土造成地マップ
- ・ 消防活動困難度
- ・ 高潮浸水想定区域図 等

区が想定している被害想定 の例

- ・ ハザードマップ(区市町村)



出典：東京都資料

資料 1-14 優先調査地区の抽出

- 都マニュアルの考え方をもとに、以下の視点と防災都市づくり推進計画による市街地ゾーニングに着目して分類して、優先調査地区を抽出する。

視点	評価基準
1)十分な公共用地が確保されているかどうか 2)幅員 6 m以上の道路によるネットワークが形成されているかどうか	・「面的な基盤整備の状況」により分類する
3)被災時の家屋倒壊・焼失等のリスクが高いかどうか	・「地域危険度ランク 4 未満」を基準として、分類する(1,2 による評価が低い場合)

- なお、流通業務団地や舎人公園など、非住居系の大規模施設用地については、一体的な不燃空間となっていることから、分類の対象外とする。

- 上記の視点による分類により、現況特性上の課題の大きな区域から、A→B→C→D→E とし、A、B を優先調査地区とする。

◆優先調査地区抽出方法

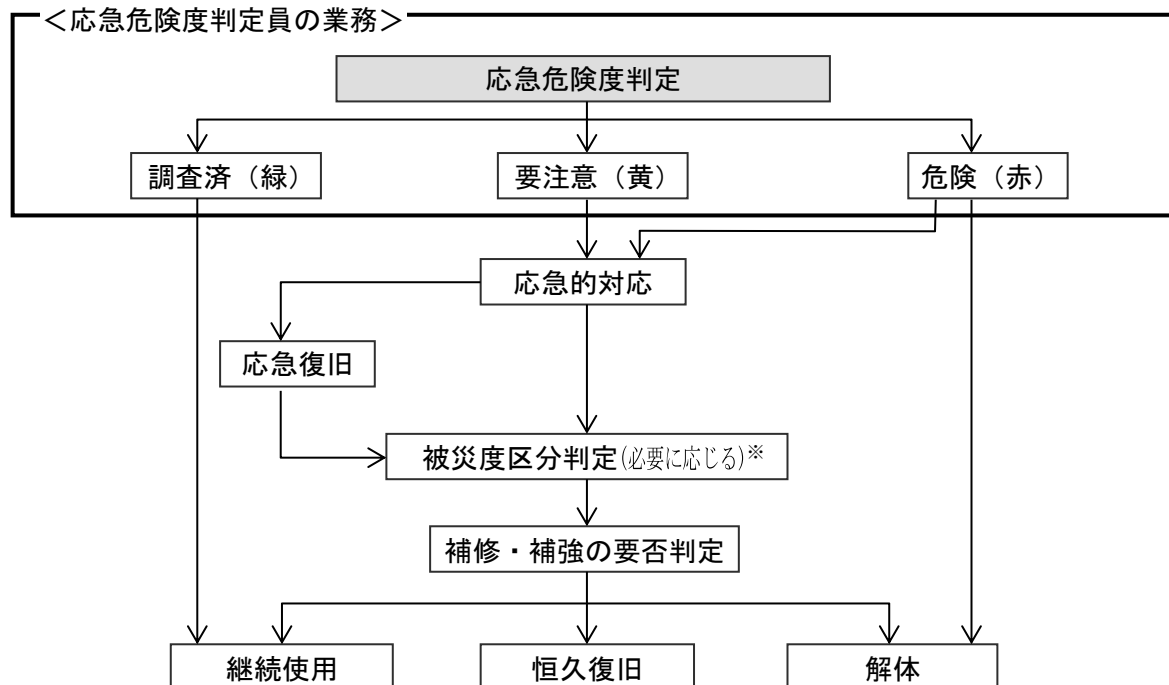
	視 点		防災都市づくり推進計画	
	面的な基盤整備の状況	地域危険度の状況	重点整備地域等	一般市街地
対象外	大規模施設用地		－	－
公共用地率が高く 道路ネットワーク が形成済	土地区画整理事業施行完了区域等 （市街地再開発事業・不燃化促進事業・一団地の住宅施設等を含む）		D	E
	土地区画整理事業施行区域（事業中）			
（上記水準には満たないが ある程度の道路ネット ワークが形成済	耕地整理及び土地改良事業済	地域危険度 ランク 4 未満	該当なし	D
		地域危険度 ランク 4 以上		C
公共用地率も低く 道路ネットワーク も未整備	その他	地域危険度 ランク 4 未満	B	
		地域危険度 ランク 4 以上	A	

優先調査地区

資料 1-15 応急危険度判定対象建築物と判定実施主体

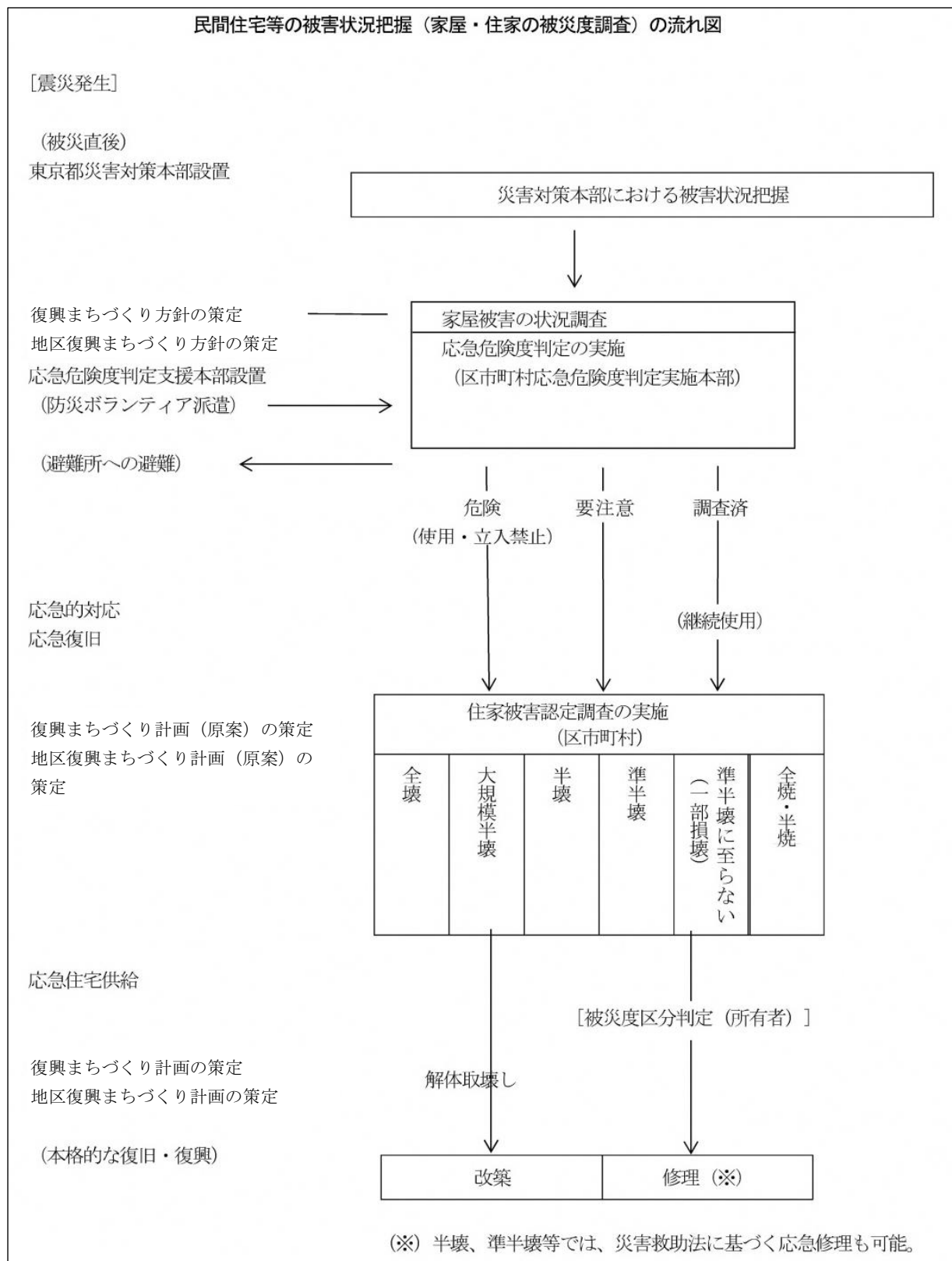
	判定実施主体	判定対象建築物
①	区職員判定員	ア 第一次応急危険度判定施設（災害対策活動拠点施設、避難所施設、その他備蓄倉庫等）の応急危険度判定 イ 第二次応急危険度判定施設（病院等及び要配慮者利用施設、その他の区施設）の応急危険度判定
②	応援公務員	実施本部または判定拠点の判定コーディネーター
③	民間判定員（区内在住・在勤の民間区登録判定員・全国協議会連絡体制による応援派遣判定員）	第三次応急危険度判定施設（戸建住宅、共同住宅、長屋、下宿または寄宿舍の民間建築物）の応急危険度判定。構造及び規模は、木造・鉄骨造・鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造通常構法の建築物で、高さは10階未満

資料 1-16 応急危険度判定フロー

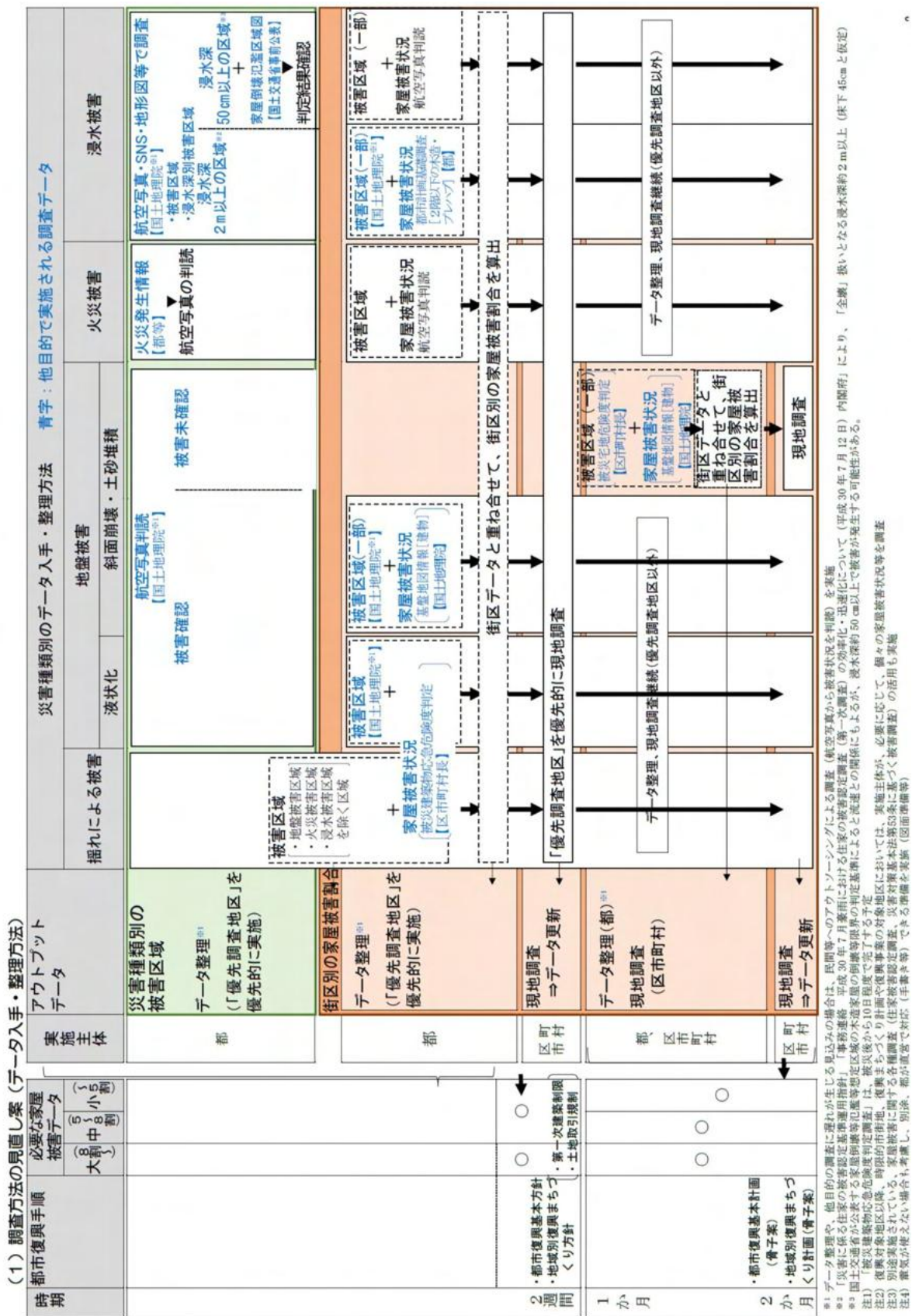


※ 被災度区分判定とは、応急的対応の後、施設・設備の損傷程度・状況を的確に把握し、補強あるいは取り壊しの必要性について判断するもの。（建物所有者が民間建築技術者との契約により実施）

資料 1-17 民間住宅等被害状況把握の流れ図



出典：東京都震災復興マニュアル（一部修正）

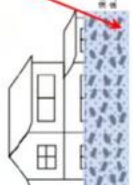
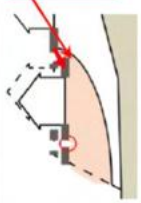


出典：東京都震災復興マニュアル

災害の種類に応じて調査方法が異なるため、統一的な「家屋被害の抽出の考え方(案)」を定めた。

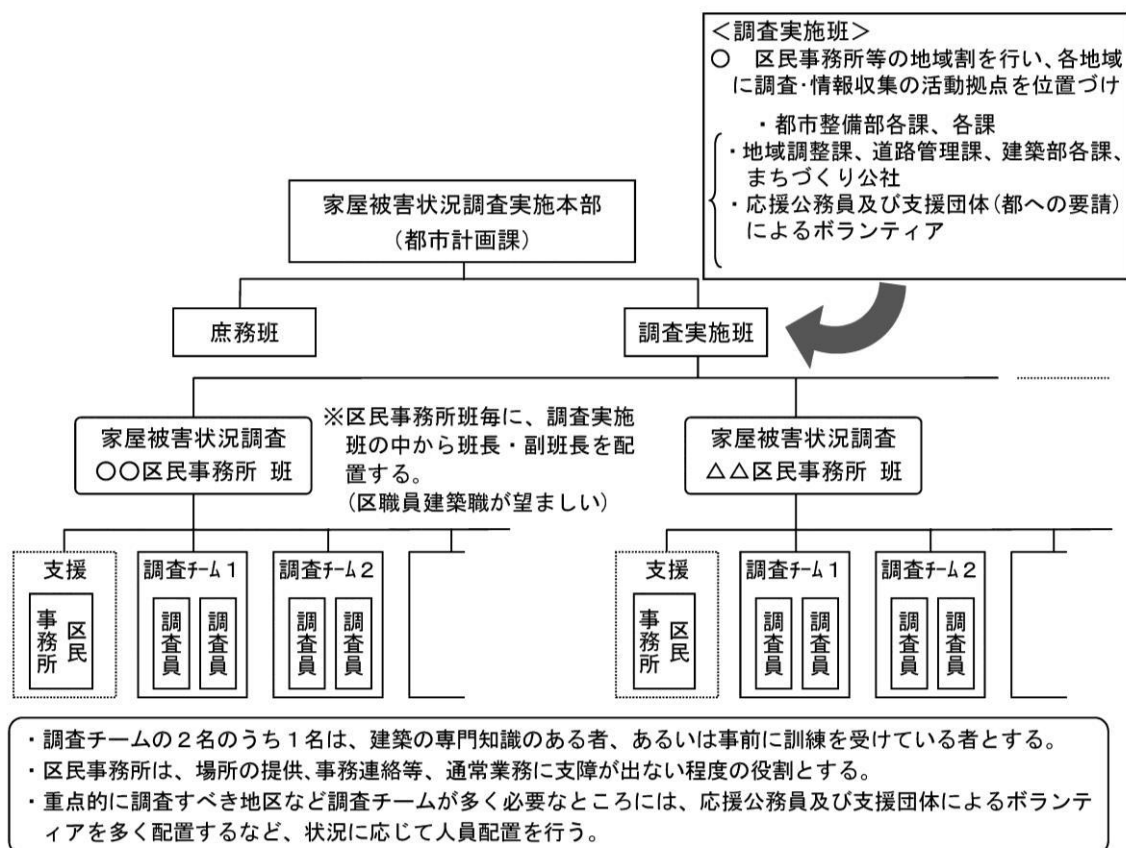
建て替えが想定される家屋被害

都市復興においては、家屋の建て替えの有無が、計画作成や事業実施に当たっての判断材料となるため

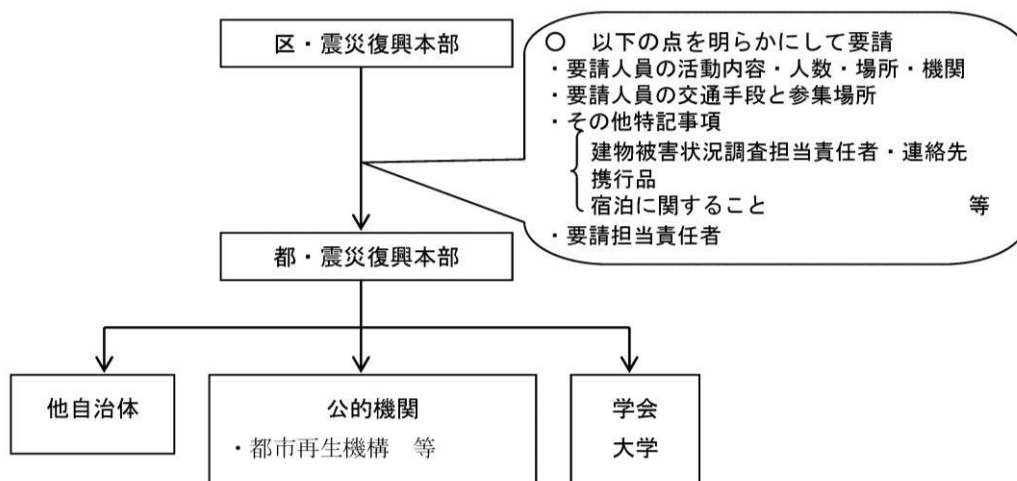
災害種類別の区域	揺れによる被害	液状化		地盤被害		火災被害	浸水被害	
		被害確認	被害未確認	斜面崩壊・土砂堆積	被害確認		浸水深 2m以上区域 ・航空写真・SNS・地形図等で調査	浸水深 50cm以上区域 〔家屋倒壊危険区域 〔国土交通省事前公表〕〕
調査方法	航空写真による判読			全建物 ・地盤災害の区域の建物は、全て建て替えと想定	全焼建物		■火災・浸水 全焼 倒壊 流出が判断できる (参考) 斜面崩壊 ・土砂堆積 被害区域内の建物 	
	被災建築物危険判定の活用	「一見して危険」に該当する建物 ・崩壊 ・落離 ・基礎の崩壊 ・著しい傾斜					 一見して危険 	
	データの重ね合せ				2階建て以下の 木造・プレハブ×1/2 ・都市計画基礎調査のデータより ・「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の判定基準の「全焼」を採用 西日本豪雨の岡山県真備町では、「全壊」認定約2,100に対し、概ね1年後の公費解体件数が約1,000棟であったため、1/2程度		 浸水深2m以上の区域の2階以上の木造・プレハブ	
被災宅地危険度判定の活用			全建物 ・「危険宅地 ^{※1} 」および「要注意宅地 ^{※2} 」の区域の建物は、全て建て替えと想定		※1 擁壁が必要にに応じ、防災工事が必要もしくは地盤・のり面が「立ち入る場合は、時間、人数を制限するなど十分注意。要秋が進行していれば避難も必要。」と判定された宅地 ※2 擁壁が「防災工事が必要」もしくは地盤・のり面が「特に顕著で危険。避難立入禁止措置が必要。」と判定された宅地		 「危険宅地 ^{※1} 」および「要注意宅地 ^{※2} 」区域の建物	
(2) 現地調査	(1)の補足調査							
一見して危険(被災建築物応急危険度判定の判定基準と同じ)、その他現場で建て替える必要性が確認された家屋								

出典：東京都震災復興マニュアル

資料 1-20 家屋被害状況調査体制イメージ



◆都への応援要請の流れ



※ 上記の図は、以前の足立区都市復興マニュアルから引用しているが、家屋被害状況調査の方法自体が以前とは異なるため、参考資料として使用する

資料 1-21 家屋被害状況調査本部の作業内容と役割分担

	内容	役割	備考	
調査の準備	1)用具を準備（参考①-6 参照）	庶務班		
	2)都市整備部家屋被害状況調査員リストを作成			
	3)地域調整課より、区民部家屋被害状況調査員リストを受け取り			
	4)地区の被害状況に応じて、調査班を編成 →区民事務所へ派遣			
	5)調査人員不足のときは、都へ応援要請（参考①-4 参照）			
↓ 用具を区民事務所へ				
調査の実施	現地踏査	1)調査員は区民事務所へ参集	調査チーム	・1)～8)は1日の流れとする ・用具や現場の地理、通信等は、区民事務所が補佐 ・調査チームの作業詳細は参考①-7 参照
		2)調査街区の割り振り、方法等の説明	班長・副班長	
		3)現地踏査用住宅地図へ街区内部通し番号を振る	調査チーム	
		4)調査票事前記入欄、消防署情報の記入		
		5)現地で調査実施、調査票記入		
	データ記入まとめ	6)区民事務所へ戻ってきた後、各棟別被害台帳を記入	調査チーム	
		7)家屋別被害状況図の作成		
		8)調査票を街区ごとに整理		
※調査済区域が一目でわかるように、所管区域図を張り出し、毎日の調査終了後チェックをしておく				
データ管理	1)作成した家屋別被害状況図・調査票の管理（→り災台帳へ）	区民事務所	・調査チームが現地に行っている間に作業	
	2)現地踏査用住宅地図(調査済)をページごとに整理	班長・副班長		
	3)各棟別被害台帳を街区別に整理			
↓ 整理した住宅地図(調査済)、各棟別被害台帳を実施本部へ（整理日ごと）				
基礎資料の作成	1)集まった各棟別被害台帳を町丁目ごとに整理	庶務班	・届けられたものから随時作成	
	2)各棟別被害台帳のデータ入力を行い、街区別被害台帳を作成			
	3)街区別被害台帳に基づき、街区別被害度分布図を作成			
	4)街区別被害度分布図をもとに、地区別被害状況図を作成			

※ 上記資料は、以前の足立区都市復興マニュアルから引用しているが、家屋被害状況調査の方法自体が以前とは異なるため、参考資料として使用する

資料 1-22

家屋被害状況調査時に準備すべきもの

準備すべきもの	足立区内での被害		他自治体の 応援時に準備	備考
	区が準備	調査員となる 職員が準備		
足立区腕章	◎		○	
調査員名札	◎			
調査マニュアル	◎			
調査票	◎			
バインダー	◎		○	
現地踏査用住宅地図	◎			
広報用チラシ	◎			
下げ振り	◎		◎	
携帯用巻尺(コンバックス)	○		○	
筆記用具	◎		◎	※赤ペン、シャープペン、(+色鉛筆)
ヘルメット	◎		◎	
軍手	◎		◎	
ナップザック等		◎	◎	※両手が自由に使えるもの
カメラ	○		○	
無線トランシーバー 又は携帯電話	○		○	
その他 〔雨具／防寒具／水筒／ マスク／携帯電話 等〕		○	○	※天候や被害状況に応じて準備

※ 上記資料は、以前の足立区都市復興マニュアルから引用しているが、家屋被害状況調査の方法自体が以前とは異なるため、参考資料として使用する

資料 1-23

調査必要人員の算定について

◆調査必要人員の算定(2週間で調査完了)について

【A：1時間あたりの調査棟数を10棟とした場合】

1時間あたり調査棟数 10 棟×6 時間＝60 棟/日とする。（平成 11 年度模擬訓練での設定）

① 区内全棟を対象とした場合、総建物棟数 145,854 棟（東京消防庁市街地状況調査（第 9 回）平成 27 年 3 月）より、

$145,854 \text{ 棟} \div 14 \text{ 日} \div 60 \text{ 棟/日} \times 2 \text{ 人/組} \approx 350 \text{ 人/日}$ となる。

② 被害建物のみを対象とした場合、区地域防災計画震災対策編における首都直下地震（東京湾北部を震源とするマグニチュード 7.3 の地震、冬の夕方 18 時、風速 8m/秒）の建物被害想定(建築物倒壊、焼失棟数の合計)は、約 56,000 棟であることから、約 130 人/日となる。

③ このため、最低限、②の人数確保を目標とし、その調整は庁内及びブロック間で行うこととする。また、被害想定より過大な被害となる場合は、都へ各団体派遣の支援要請を行う。

〔同じメンバーで、14 日間連続して調査を行うことは困難なため、交代制(3 班程度)とすることが望ましいため、実際は、その 3 倍の約 390 人が必要となる。〕

【B：1時間あたりの調査棟数を20棟とした場合】

1時間あたり調査棟数 20 棟×5 時間＝100 棟/日とする。（平成 14 年度模擬訓練結果に基づく。なお、調査時間については、道路事情や住民対応により実質的な調査時間が十分に取れないことも考えられるため、1 日 5 時間と想定した。）

① 区内全棟を対象とした場合

$145,854 \text{ 棟} \div 14 \text{ 日} \div 100 \text{ 棟/日} \times 2 \text{ 人/組} \approx 210 \text{ 人/日}$

② 被害建物のみを対象とした場合

$56,000 \text{ 棟} \div 14 \text{ 日} \div 100 \text{ 棟/日} \times 2 \text{ 人/組} \approx 80 \text{ 人/日}$

③ ②の人数を最低目標とし、交代制(3 班程度)とすると最低限必要な人数はその 3 倍の約 240 人となる。

※ 上記資料は、以前の足立区都市復興マニュアルから引用しているが、家屋被害状況調査の方法自体が以前とは異なるため、参考資料として使用する

資料 1-24 家屋被害状況調査 実施フロー

I 準備作業 (全て赤ボールペンを使用する)

- 1 現地踏査用住宅地図に所在番号（街区内通し番号）を振る。
 - ・母屋のみ。附属建物は対象外。
- 2 調査票の事前記入項目の各欄に記入する。
 - ・事前記入項目
 - 1)調査票一番上の記入欄に調査年月日と調査員氏名を忘れずに記入する。
 - 2)所在番号（街区内通し番号）を記入する。
 - 3)所在地（住居表示）を記入する。
 - 4)家屋名称を記入する。（住宅地図から名称が読み取れる場合）
 - 5)消防署情報がある場合、火災の程度のあてはまるものに印をつける。
ただし、消防署情報があっても「その他」の場合又は情報がない場合、現地で補足調査を実施する。
 - 6)都税事務所の家屋課税台帳を参考とする。

II 現地踏査

- 1 調査対象家屋と現地踏査用住宅地図の該当家屋が同一のものが確認する。
- 2 調査票へ記入する。（赤ボールペンを使用する）
 - 1)家屋名称に建物名又は表札名を記入する。（事前に記入した場合は現地での確認のみ）
 - 2)建物構造のあてはまるものに印をつける。
 - 3)被害判定のあてはまるものに印をつける。

①全半焼：消防署情報はないが明らかに建物の20%以上の面積を焼損したもの
(東京消防庁火災調査規定第39条より)

②全壊：「危険又は修理不能」

③半壊：「大修理を要する」

④一部損壊：「小修理を要する」

⑤無被害：「見た目には被害がない」

・現地にて「建物損壊判定基準例」をもとに判定し、判定基準の番号を(No.)欄に記入する。
・判定基準の1項目以上該当すれば、その項目に対応した内の最も程度の大きい損壊程度であると判定する。
- 3 持参した住宅地図の該当家屋に黒の筆記具で×印（調査済み）をつける。

III 調査結果整理

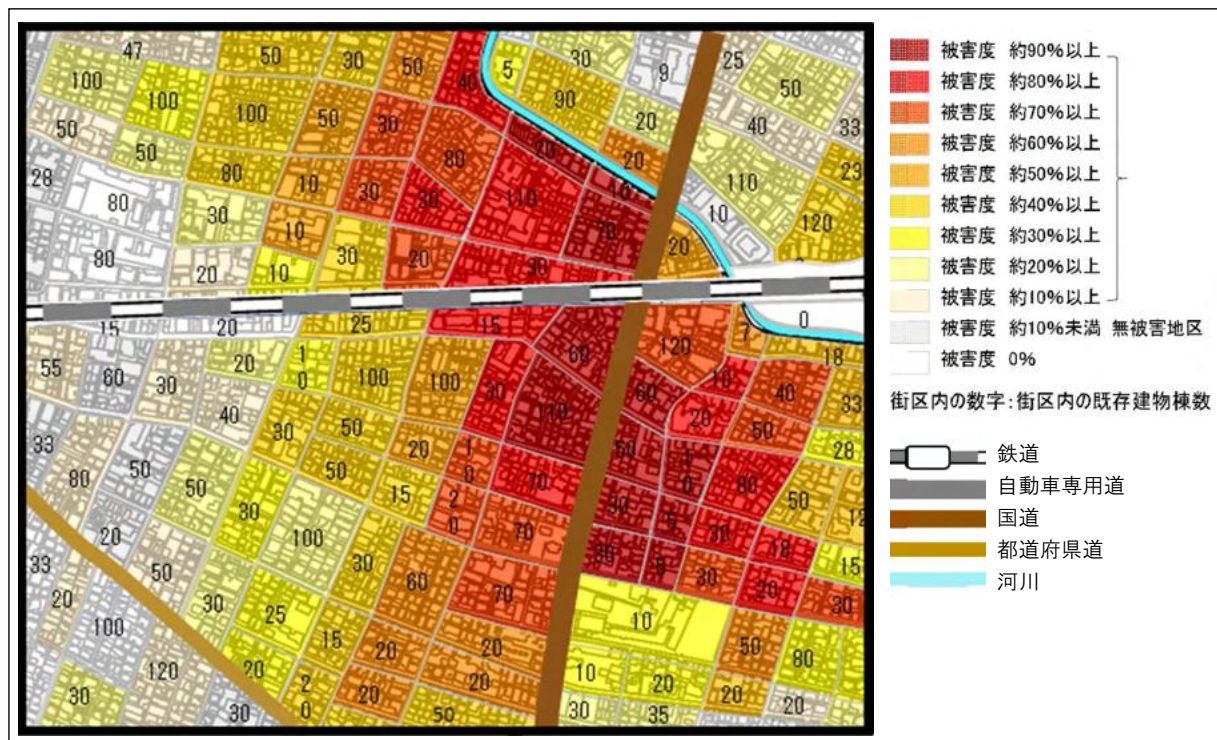
- 1 判定結果及び必要事項を各棟別被害台帳様式に記入し、集計する。(参考①-9：各棟別被害台帳を参照)
- 2 未記入の住宅地図に、記入した調査票と現場踏査用住宅地図の街区内通し番号を照合しながら、被害判定結果を記入する。(参考①-12：家屋別被害状況図を参照)

IV 他調査の活用

- 1 消防署の火災情報で「全焼」又は「半焼」であった場合、即座に被害判定を「全半焼」とし、現地調査は行わない。「部分焼・ぼや」であった場合、現地補足調査を行う。
- 2 応急危険度判定の結果で「危険」と判定されている物件については、即座に被害判定を「全壊」とし、現地調査は行わない。「要注意」「調査済」と判定されている物件については、応急危険度判定の調査票に記載された調査結果から調査票の損壊判定に従い、建物の被害判定を行う。

※ 上記資料は、以前の足立区都市復興マニュアルから引用しているが、家屋被害状況調査の方法自体が以前とは異なるため、参考資料として使用する

資料 1-25 「街区別被害割合図」作成例



出典：東京都震災復興マニュアル

資料 1-26 区民のニーズ

- ・被災後の生活の場について、被災状況に応じて様々な希望が住民から出てくると考えられる。例えば「親類を頼って疎開したい」、「場所は問わないので早く応急仮設住宅に入居したい」、「できれば自宅の近傍に住みたい」など。
- ・また、応急仮設住宅や新しい住家への入居について、被災前のコミュニティも配慮する必要がある。
- ・そこで、復興模擬訓練や復興イメージトレーニングの実施により、被災後の生活の場について、事前に住民の意向やイメージ訓練を行い、適切かつ迅速な対応が図れるように復興の事前準備しておく。

(参考 復興まちづくりイメージトレーニング)

早期復興に資する市街地復興計画の策定を円滑に行えるように、生活復興と市街地復興の両方の視点から、適切な対応が図れるように訓練するもの。

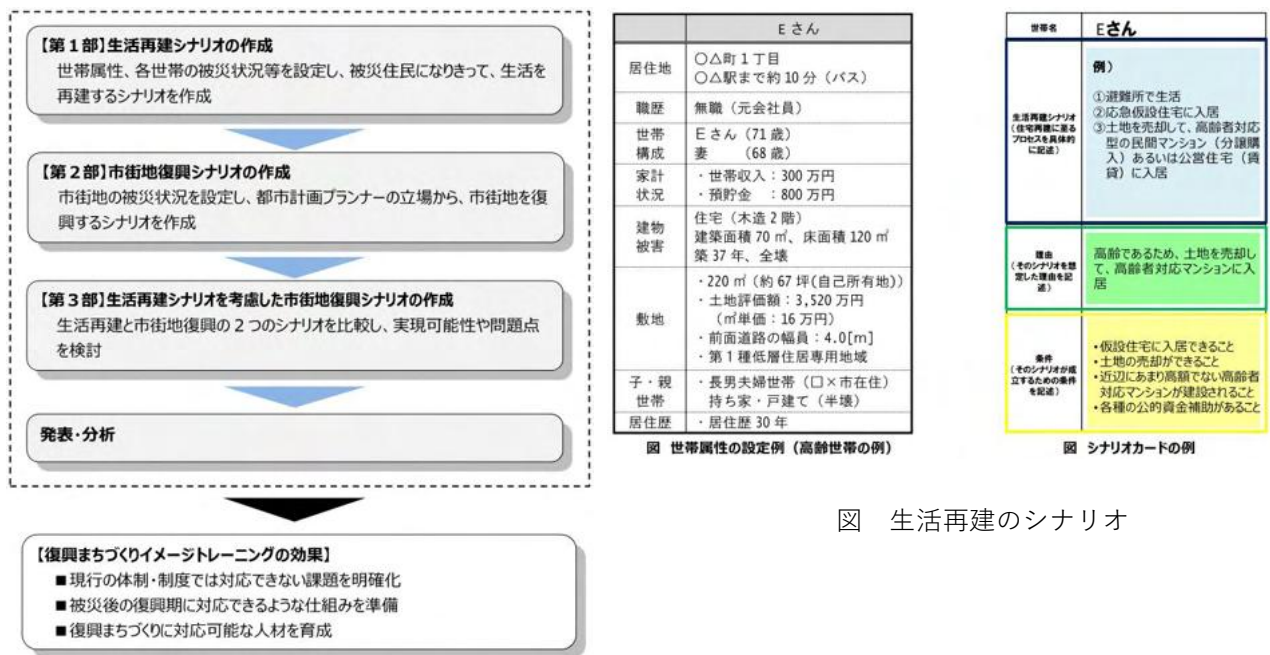


図 復興イメージトレーニングの流れと効果

出典：国土交通省「復興まちづくりイメージトレーニングの手引き」

資料 1-27 被災者生活実態調査様式

被災者生活実態調査(兼地域福祉需要調査)

①調査月日	月 日	②調査員	所属	氏名		
③調査場所	避難所(学校名等)			自宅(住所)		
	その他(施設名または住所)					
④世帯構成	氏名	性別	年齢	続柄	被災時の住所	現在の居所
⑤心身の状態	ケガの状態	ケガをした方 人 (上記のうち医療を要する方 人) ※具体的状態		健康状態等	1 病気の方 人 (上記のうち医療を要する方 人) 2 要介護高齢者 要介護 人(うち重症者 人) 要支援 人 (上記のうち医療を要する方 人) ※「重症者」とは要介護度4・5 3 障害のある方 人(手帳の有無、種類) (上記のうち医療を要する方 人) ※手帳の種類は、「身」「愛」等と記載	
⑥住宅の状況	被災前の住宅の状況Ⅰ	持家 借地・持家 公営住宅 公団賃貸 公社賃借 民間賃借 給与住宅(社宅・寮) その他 ※○を付ける				
	被災前の住宅の状況Ⅱ	一戸建て 長屋建て 共同建て(アパート) 共同建て(マンション) その他 ※○を付ける				
	被災前の住宅の状況Ⅲ	居住専用 居住・産業併用 その他 ※○を付ける				
	被災前の住宅の状況Ⅳ	木造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 コンクリートブロック造 その他 わからない ※○を付ける				
	被災後の現状	そのまま住むことができる 住むことはできるが修理が必要 住むことができない わからない その他 ※○を付ける				
	今後の意向Ⅰ	自宅に住み続けたい 公共賃貸住宅に移りたい 民間賃貸住宅に移りたい 持家を購入したい その他 アパート・マンションでもよい ※○を付ける				
	今後の意向Ⅱ	都外に移りたい 都内に住み続けたい ※○を付ける				
⑦世帯の収入状況	世帯全員で、月収 約 万円 (生活保護受給 有/無 ※○を付ける) 現在の職業 仕事再開見通し(見通しが立っている/立っていない ※○をつける)					
⑧暮らしの上で困難なことや不安なことなど	住まいに関すること 健康に関すること 介護に関すること 教育に関すること 仕事に関すること 収入に関すること その他() ※○を付ける					
⑨必要とする福祉サービス等	施設入所(種別) ホームヘルパー デイサービス ショートステイ 訪問看護 保育所 障害者の作業所 生活保護 その他() ※○を付ける					

出典：東京都震災復興マニュアル

資料 1-28 被災者生活調査集計フォーマット案

被災者生活実態調査(兼地域福祉需要調査)報告書

区市町村名		担当		部 課 (担当者)		Tel	
世帯の状況							
被災世帯数		被災者総数		高齢者数		児童数	
避難所		ケガをした人		要介護		乳児	
応急的住宅		うち要医療		上記のうち重症者(再掲)		幼児	
自宅等		病気の人		要支援		その他	
その他		うち要医療		その他		不明	
				不明			
住宅の状況							
被災前の住宅の状況 I		被災前の住宅の状況 II		被災前の住宅の状況 IV		(参考) ・長屋建 → テラスハウス等、2つ以上の住宅を1棟に建て連ねた住宅 ・給与住宅 → 社宅・寮等、会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築された住宅	
持家		一戸建て		木造			
借地・持家		長屋建て		鉄骨鉄筋コンクリート造			
公営住宅		共同建て(アパート)		鉄筋コンクリート造			
公団賃借		共同建て(マンション)		鉄骨造			
公社賃借		その他		コンクリートブロック造			
民間賃借		被災前の住宅の状況 III		その他			
給与住宅(社宅・寮)		居住専用		わからない			
その他		居住・産業併用					
		その他					
被災後の現状				今後の意向 I		今後の意向 II	
そのまま住むことができる				自宅に住み続けたい		都外に移りたい	
住むことはできるが修理が必要				公共賃貸住宅に移りたい		都内に住み続けたい	
住むことができない				民間賃貸住宅に移りたい			
分からない				持家を購入したい			
その他				その他			
収入状況等						※世帯種別	
世帯の平均収入		生活保護受給世帯				65歳未満の単身世帯	
暮らしの上で困難なことや不安なこと				必要とする福祉サービス		65歳以上の単身世帯	
住まいに関すること				高齢者の入所施設(介護保健)		夫婦のみ	
健康に関すること				高齢者の入所施設(その他)		高齢者夫婦のみ	
介護に関すること				身体障害者の入所施設		夫婦と子供(18歳未満)	
教育に関すること				知的障害者の入所施設		夫婦と子供(18歳以上)	
仕事に関すること				障害児の入所施設		夫婦と高齢者	
収入に関すること				その他の入所施設		夫婦と高齢者と子供(18歳未満)	
その他				ホームヘルパー		その他	
				デイサービス			
				ショートステイ			
				訪問看護			
				保育所			
				障害者の作業所			
				生活保護			
				その他			

出典：区市町村震災復興標準マニュアル

資料 1-29 被災者生活調査の実施方法(案)

被災者生活実態調査（兼地域福祉需要基礎調査）の実施方法〔案〕

	被災者の居所		
	（従前居住区市町村）	（他の被災区市町村）	（被災地域外）
避難所滞在世帯調査	避難所が所在する区市町村の調査員による聞き取り調査	避難所が所在する区市町村の調査員による聞き取り調査	避難所開設を依頼した区市町村調査班による聞き取り（福祉保健局調整）
応急的住宅入居者調査	入居応募時に窓口で確認調査		
自宅等残留者実態調査	調査班員による訪問聞き取り又は郵送による調査		
疎開者等実態調査		連絡先の申し出又は調査を受け、返送封書つきで郵送	

出典：区市町村震災復興標準マニュアル

資料 1-30 震災後対策に必要な用地例

用 途	設置・利用の時期	都の所管
避難場所	事前（発災時）～数日間	住宅政策本部
住民の一時集合場所	事前（発災時）～数日間	（区市町村）
野外受入施設設置場所	被災直後～短期間	福祉保健局
救出・救助部隊の活動拠点	被災直後～3か月程度	総務局
災害時ヘリ緊急離着陸場	被災直後～短期間	総務局
生活物資の集積・輸送拠点	被災直後～1か月程度	福祉保健局
ライフライン復旧工事のために必要な資材置場、工事事務所・宿舍	被災直後～6か月程度	関係局
災害廃棄物等の集積場（分別場）中継所 第一仮置場（道路啓開に伴う災害廃棄物等） 第二仮置場（積替え用地） 第三仮置場（貯留・減容化用地）	被災直後～約1年間 被災直後～約1年間 被災後2週間～約1年間 被災後2週間～約1年間	環境局・建設局
応援部隊活動拠点・宿舍	被災直後～	関係局
ボランティア活動拠点等	被災直後～	生活文化局
応急仮設住宅建設用地	被災後1週間～約2年間	住宅政策本部
仮設診療所用地	被災後1か月～	福祉保健局
賃貸型共同仮設工場・共同仮設店舗の設置用地	被災後2週間～	産業労働局
その他福祉施設等の新設、移転改築仮設庁舎、仮設校舎、仮設施設用地	随時	関係局

出典：東京都震災復興マニュアル

資料 1-31 オープンスペース等利用計画の策定

1 目的

震災時の活動拠点となるオープンスペース等を事前に確保し、あらかじめ様々な応急活動の用途に充てるための利用計画を策定することにより、迅速な応急活動が可能となるようにすることを目的とする。

2 根拠

- (1) 東京都震災対策条例第52条
- (2) 東京都震災対策条例施行規則第26条及び第27条

3 個別利用計画

本計画においては、都内の利用可能なオープンスペースを国及び区市町村並びに関係機関と協議のうえ把握し、次の用途に関する個別利用計画を策定していく。

- (1) 救出救助活動拠点
- (2) ヘリコプター緊急離着陸場
- (3) ボランティア活動拠点
- (4) 生活物資の集積・輸送拠点
- (5) ライフライン復旧活動拠点
- (6) がれき集積場所
- (7) 応急仮設住宅建設用地
- (8) 公営住宅の建設用地
- (9) 庁舎の建設用地
- (10) その他

4 活動拠点の指定及び告示

個別利用計画のうち、(1)のうち大規模救出救助活動拠点、(2)のうち医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場については、指定を行い、告示していく。

5 主管部署

総務局総合防災部

出典：区市町村震災復興標準マニュアル

資料 1-32 足立区で想定されるオープンスペース利用調整のガイドライン(案)

			発災	→	3日	→	1週間	→	1ヶ月	→	2～3ヶ月	→	
応急仮設住宅用地	公園等	街区公園等 (有効面積 500㎡以上)		一時集合場所			資材置場等 (応急仮設住宅用)			応急仮設住宅用地 (第2次)			
		応急仮設住宅設営 予定地(地域防災計画)		一時集合 場所	資材置場等 (応急仮設住宅用)			応急仮設住宅用地(第1次)					
		広域避難場所 (河川敷除く)		広域避難 場所	資材置場等 (応急仮設住宅用)					応急仮設住宅 用地(第3次)			
	その他オープンスペース	都市計画施設 先行取得用地									応急仮設住宅 用地(第3次)		
		災害時協定による	大規模民有地 (企業の遊休地等)									応急仮設住宅 用地(第3次)	
			大規模農地 (宅地化農地/ 生産緑地)									応急仮設住宅 用地(第3次)	
		一団の都有地/ 先行取得用地/ 学校・公益施設跡地		活用可能性について庁内で継続的に検討									
救援物資集積用地等	東綾瀬公園	広域避難場所		応急仮設住宅用地(第1次)									
		医療機関近接ヘリ緊急離着陸場候補地(東側及び西側野球場) ^{※1}											
		救援物資集積用地 ⇒ 徐々に収束											
	舎人公園	広域避難場所		応急仮設住宅用地(第1次)									
		大規模救出・救助活動拠点候補地 [※]											
		医療機関近接ヘリ緊急離着陸場候補地(陸上競技場) ^{※1}											
		救援物資集積用地 ⇒ 徐々に収束											
		災害時臨時離着陸場候補地(野球場) ^{※1}											
	保木間公園	救援物資集積用地 ⇒ 徐々に収束											
	平野運動場	災害時臨時離着陸場候補地 ^{※1}											
谷中公園	災害時臨時離着陸場候補地 ^{※1}												
千住新橋運動場	災害時臨時離着陸場候補地 ^{※1}												
災害廃棄物仮置場	区立公園 ^{※2}								災害廃棄物一次仮置場				

※1 東京都地域防災計画により位置づけられている。

※2 足立区災害廃棄物処理計画(平成31年3月)では、全区立公園(353箇所)のうち、災害時活動拠点や不適場所を除く、313箇所を一次仮置場候補地としており、本マニュアルの応急仮設住宅建設候補地と重複していることから、それぞれが優先的に利用する箇所などを事前に調整しておく必要がある。

資料 1-33 オープンスペースの使い分け（優先順位評価指標）

本マニュアルでは、有効面積 500 m²の公園を応急仮設住宅建設候補地としているのに対し、足立区災害廃棄物処理計画（平成 31 年 3 月）では、全区立公園（353 箇所）のうち、災害時活動拠点や不適場所を除く、313 箇所を一次仮置場候補地としており、被災時の機能が重複していることから、それぞれが優先的に利用する箇所などを事前に調整しておく必要がある。

応急仮設住宅の建設可能用地については、事前に下表のような評価指標により優先順位付けを行っておくことにより、被災時のオープンスペースの使い分けに有効である。

この優先順位付けにより、評価ランクが高い A 及び B ランクの土地について、用地の状況を調査票に整理し、測量図等とともにデータベース化し、さらに応急仮設住宅の配置計画案を作成しておくことにより、早急な応急仮設住宅の供給につながる。

建設用地の選定に際しては、東日本大震災において災害公営住宅等の復興住宅の建設用地が不足したことから、その後の恒久住宅の供給についても考慮する必要がある。

表 応急仮設建設用地の優先順位評価指標（案）

	A ランク※1	B ランク※1	C ランク※1	D ランク※1
敷地造成工事	必要無し又は簡易造成工事※2	同左	大規模な造成工事必要	同左
グラウンド面の状態	土、芝生等	アスファルト舗装	インターロッキング等	同左
建設可能戸数	50 戸以上 (空地 5,000 m ²)	10 戸以上 (空地 1,000 m ²)	10 戸未満	同左
ライフライン	電気・水道・ガス有	水道のみ有	全て無し	同左
建設資材等の搬入	支障なし	4 t 車程度で搬入可	2 t 車程度で搬入可	搬入不可
土地の所有者との借地契約等	公有地	協定済	借地契約等が必要	同左
前面道路等の土地の高低 (バリアフリー)	高低差無し	2 m 未満	6 m 未満	6 m 以上
周辺の状況	店舗等の生活利便施設有	店舗等の生活利便施設無し	同左	工場等
農業用地の転用等の手続き	不要	同左	必要	同左
液状化(東京都液状化予測図に基づく)	可能性が低い地域	可能性がある地域	可能性がある地域	可能性が高い地域

※ 1 項目の中で最も低いランクを総合評価のランクとする

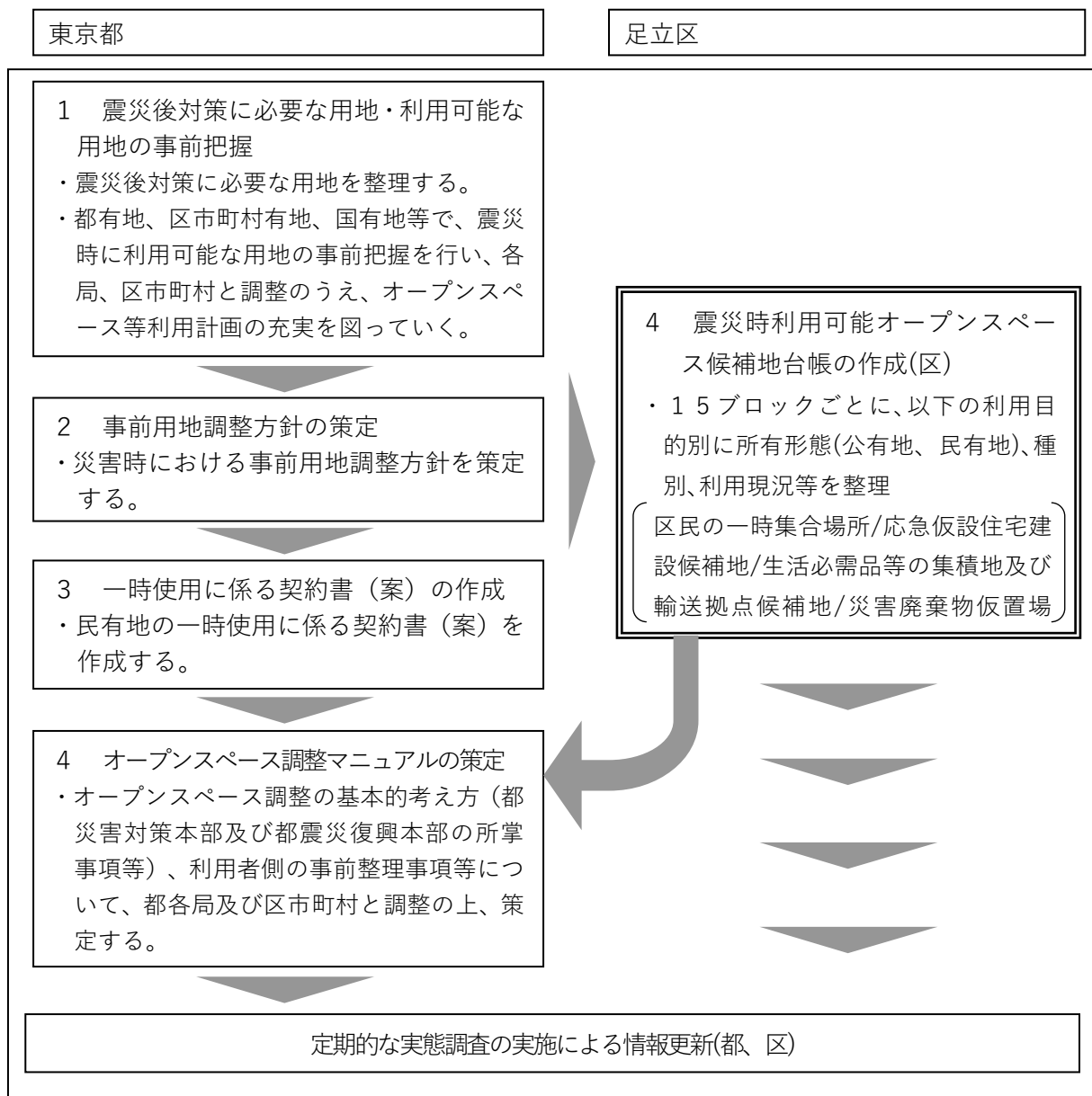
※ 2 簡易造成工事：敷地内の高低差を均す程度で土砂の搬入・搬出が不要

* 水害対策

水害も対象とする場合、下表のような指標も考慮して、応急仮設住宅用地を選定する必要がある。

	A ランク	B ランク	C ランク	D ランク
風水害の被害予測（敷地の水はけ等）	簡易造成工事 で対応可	外構工事 で対応可	同左	急傾斜 危険区域等
河川氾濫時浸水想定	3 m未満	同左	3 m以上 5 m未満	5m以上
浸水継続時間	1 日未満	3 日未満	3 日未満	3 日以上
内水氾濫時浸水想定	無し	0.5m未満	0.5m以上 3 m未満	同左

資料 1-34 震災時利用可能オープンスペース候補地の事前把握（東京都との連携）



資料 1-35 事前用地調整方針

I 用地調整の基本的考え方

震災後の応急・復旧対策事業及び復興事業を進めていく過程で、各種の用地需要が被災地を中心に発生する。しかし、23区、特に都心と周辺区においては、利用可能な用地が限られるため、目的ごとに必要な用地の確保が難しく、緊急時の対応に支障が生じることも予想される。

限られた用地を合理的かつ効率的に使用するためには、用地の全体的な把握、使用時期・使用目的ごとの用地需要の集約及び中長期的視点に立った土地利用を適切に行うため、災害対策の経過に合わせて優先順位を考慮し調整する必要がある。

さらに緊急用途需要に対して不足が見込まれる場合は、国や公社、民間の用地についても対象にし、必要な確保に努める。

II 用地調整の基本的枠組みについて

震災後の土地利用調整を円滑に行うため、①発災～2週間程度、②2週間～1か月程度、③1か月～2年間程度の期間に分けて、予め震災対策に必要な用地需要を想定し優先順位を設定した調整方針を作成する。

【発災～2週間程度】

避難者の安全を確保するための拠点、被災者の救出・救助活動にあたる警察、消防、自衛隊等の活動拠点、被災地内の医療活動を迅速に行うための拠点、緊急輸送路の確保等が必要であり、そのために利用できる用地を優先的に割り当てる。

発災当初は被災者の安全確保のため、各区市町村で対応する場合が多くなることが想定されるが、被害状況等により広域的な対応が必要な場合等用地の確保が求められる時は、都災害対策本部が調整する。

都本部は、都全域における応急対策に必要な調整案を作成する。

【優先的に対応する用途】

- ① 避難場所
- ② 救出救助活動拠点
- ③ ヘリコプター緊急離着陸場
- ④ がれき仮置き場

【都本部の調整】

- (1) 都各局及び区市町村は、用地の利用要望を都本部に提出する。
- (2) 都本部は、被害状況を把握し、緊急活動に必要な用地の確保及び現在の利用状況を把握する。
- (3) 都本部は、応急対策に伴う全体的な用地需要を集約・整理するため調整部会を設置する。
- (4) 都各局及び区市町村の利用要望に対して不足が予想される場合は、行政間の調整及び他の未利用地を活用する。
- (5) 用地を使用する機関は、定期的に使用状況を都本部に報告する。

【発災後2週間～1か月程度】

都復興本部設置後の用地使用は、都災害対策本部と都復興本部が共同で設置する「用地調整会議」において調整する。

救出救助活動は継続していることも想定されるが、用地調整基本方針に基づき、被災者の生活復旧に向けた用途について優先的に調整する。

【優先的に対応する用途】

- ① 応急仮設住宅建設用地
- ② 生活物資の集積・輸送拠点
- ③ がれき置き場

【調整会議の調整】

- (1) 区市町村は、家屋の被害状況、避難所利用者数、がれき等の発生量を予測し、復旧対策に必要な用地需要を報告する。

- (2) 都本部は、用地調整会議を設け各用途の復旧対策に伴う全体的な用地需要を集約し調整する。
- (3) 救出・救助活動等が終了した用地については、原則として他の用途の対象地とする。
- (4) 用地が不足する場合は、行政間の相互利用を含め広域的に調整する。
- (5) 用地を使用する機関は、定期的に使用状況を都本部に報告する。

【発災後 1 か月～ 2 年間程度】

都復興本部は、住宅を失った被災者のための災害住宅の建設、時限的市街地づくりなど復興事業を長期的視点に立って計画的に実施していくために必要な用地について、復興計画に基づき優先的に調整する。

【優先的に対応する用途】

- ① 公営復興住宅建設用地
- ② 時限的市街地づくり用地

【都復興本部の調整】

- (1) 各局及び区市町村は、復興対策に必要な用地の利用要望を都復興本部に提出する。
- (2) 財務局財産運用部は、都復興本部に寄せられた用地需要を一元的に管理（区市町村の用地需要を含む）する。
- (3) 都復興本部は、関係局及び区市町村の復興計画に基づき、事業の進捗状況等を踏まえて優先度を設け用地調整を行う。
- (4) 新たな需要に対する割り当て（区市町村を含む。）は、その必要性や用地の利用状況等を考慮し調整する。

出典：区市町村震災復興標準マニュアル

資料 1-36 震災時利用可能オープンスペース候補地台帳(区有地)のイメージ

第 1 ブロック									
用途	所在地	(有効) 面積	現況 用途	所有 形態	接道 条件	地盤	インフラの 整備状況	備考 (立体条件等)	利用可否 (震災後)※
一時集合場所									
1 ○○公園 ⋮ 2 △△公園									
応急仮設住宅建設用地									
1 ⋮									
救援物資集積用地									
1									
災害廃棄物仮置場									
1									
その他									
1									

※ 利用可否は震災後の被害状況による地盤やインフラ等の状況を加味して判断

資料 1-37 災害時における生産緑地の活用について

*生産緑地一覧（令和元年12月現在）

番号	位 置	告示面積 (㎡)
1	入谷9丁目17番	2,160
2	入谷4丁目15番	5,320
3	入谷4丁目10番	1,500
4	入谷4丁目8番	5,060
5	入谷4丁目1番	5,380
6	入谷5丁目7番	2,150
7	入谷5丁目5番	1,100
8	入谷5丁目9番	2,060
9	入谷5丁目3番	1,000
10	入谷5丁目10番	1,050
11	入谷2丁目20番	3,110
12	入谷2丁目15番	650
13	入谷2丁目18番	500
14	入谷1丁目29番	1,450
15	入谷1丁目25番	3,750
16	入谷1丁目16番	1,000
17	入谷1丁目6・7番	540
18	入谷1丁目10番	1,360
19	舎人1丁目23番	810
20	舎人5丁目16番	880
21	舎人5丁目17番	1,730
22	舎人5丁目23番	1,330
23	舎人2丁目19番	570
24	舎人2丁目12番	500
25	舎人2丁目13番	1,400
26	舎人2丁目9番	890
27	舎人3丁目3番	3,510
28	古千谷本町1丁目12番	1,300
29	古千谷本町1丁目5番	1,000
30	古千谷本町1丁目4番	1,410
31	西伊興4丁目2番	720
32	加賀2丁目23番	930
33	加賀2丁目21番	1,330
34	加賀2丁目22番	2,020
35	加賀2丁目6番	300
36	加賀1丁目20番	1,320
37	血沼3丁目19番・21番	1,830
38	血沼3丁目22番	2,640
39	血沼3丁目28番	1,850
40	血沼3丁目30番	1,380
41	血沼3丁目4番	570
42	血沼3丁目3番	2,900
43	血沼3丁目6番	1,310
44	血沼2丁目16番	1,000
45	血沼2丁目10番	670
46	血沼2丁目1番・6番	1,560
47	西伊興1丁目12番	1,410
48	西伊興1丁目8番	2,430
49	西伊興2丁目12番	1,360
50	伊興2丁目12番	3,020
51	西竹の塚1丁目3番	1,700
52	竹の塚2丁目23番	930
53	西保木間2丁目11番	840
54	西保木間2丁目11番	900
55	西保木間2丁目8番・13番	540
56	保木間5丁目24番	1,160
57	保木間5丁目11番	990
58	保木間4丁目27番	570
59	保木間3丁目11番	500
60	保木間3丁目36番	1,300
61	保木間1丁目13番	690
62	花畑1丁目3番	1,490
63	南花畑5丁目2番	740
64	南花畑5丁目24番	1,040
65	神明南1丁目8番	1,340

番号	位 置	告示面積 (㎡)
66	神明南2丁目8番	4,610
67	神明3丁目13番・14番	3,310
68	神明3丁目16番	1,930
69	六木4丁目7・8番	970
70	六木3丁目45番	1,050
71	六木3丁目46番	2,200
72	六木3丁目47番	3,100
73	六木3丁目24番	800
74	佐野1丁目22番	600
75	鹿浜6丁目25番	1,140
76	鹿浜6丁目24番	1,490
77	鹿浜7丁目23番	880
78	鹿浜6丁目16番	730
79	鹿浜3丁目17番	670
80	鹿浜1丁目12番	990
81	西新井6丁目26番	1,090
82	西新井6丁目23番	1,520
83	栗原4丁目15番	1,630
84	栗原4丁目17番	2,270
85	栗原4丁目7番	1,260
86	栗原4丁目8番	880
87	栗原3丁目12番	940
88	六月2丁目14番	530
89	平野3丁目3番・8番	460
90	平野1丁目20番	2,480
91	一ツ家2丁目8番	540
92	一ツ家3丁目6番・7番	4,960
93	青井6丁目24番	2,470
94	青井6丁目1番	2,120
95	青井1丁目10番・11番	4,250
96	六町3丁目7番	1,260
97	六町1丁目17番	1,030
98	六町1丁目	1,360
99	六町1丁目3番	2,420
100	谷中3丁目17番	2,420
101	江北7丁目18番	1,800
102	江北6丁目20番	3,660
103	江北6丁目22番	950
104	江北6丁目21番	1,360
105	江北3丁目53番・54番	870
106	江北3丁目21番	580
107	江北1丁目26番	530
108	江北1丁目20番	3,090
109	扇3丁目20番・21番	4,880
110	扇3丁目17番	4,470
111	扇3丁目4番・12番・13番	12,090
112	扇3丁目5番	890
113	扇2丁目27番	400
114	扇2丁目26番・27番・36番	3,020
115	扇2丁目28番	580
116	扇3丁目1番	1,170
117	扇1丁目47番	950
118	扇2丁目14番	520
119	扇2丁目14番	630
120	扇1丁目22番・23番	1,980
121	扇1丁目31番	1,960
122	西新井本町4丁目20番	750
123	興野2丁目30番	3,350
124	興野2丁目28番	2,610
125	興野2丁目25番	1,920
126	興野2丁目31番	2,920
127	興野2丁目31番	1,240
128	興野2丁目11番・12番・14番	3,840
129	興野2丁目6番	880
130	東和1丁目11番	1,680
131	入谷4丁目4番	690

番号	位 置	告示面積 (㎡)
132	入谷5丁目8番	680
133	入谷2丁目9番	2,890
134	入谷2丁目10番	1,210
135	舎人1丁目23番	500
136	伊興2丁目21番	1,230
137	伊興2丁目16番	790
138	東保木間1丁目25番	2,630
139	栗原4丁目19番	540
140	六町2丁目5番	880
141	谷中5丁目2番	800
142	谷中4丁目7番	1,850
143	谷中4丁目1番	2,070
144	谷中4丁目13番	540
145	谷中4丁目12番	700
146	谷中4丁目10番	720
147	谷中3丁目12番	610
148	谷中3丁目15番	930
149	谷中2丁目2番	660
150	扇2丁目31番	900
151	扇1丁目31番	2,970
152	入谷9丁目27番	2,090
153	入谷9丁目28番	1,950
154	入谷9丁目12番	1,600
155	入谷2丁目24番・25番	3,160
156	入谷3丁目5番	1,030
157	入谷2丁目21番	1,750
158	西保木間2丁目18番	700
159	血沼3丁目10番	640
160	血沼3丁目2番	1,800
161	鹿浜8丁目29番	760
162	保木間4丁目24番	300
163	六町4丁目8番	1,360
164	西加平1丁目8番	780
165	興野2丁目31番	1,890
166	綾瀬1丁目30番	830
167	入谷4丁目7番	750
168	古千谷本町2丁目10番	1,130
169	古千谷本町1丁目6番	1,530
170	加賀2丁目7番	980
171	鹿浜8丁目17番	500
172	鹿浜8丁目17番	1,220
173	六木3丁目13番	570
174	入谷1丁目27番	950
175	島根2丁目23番	2,290
176	東和1丁目3番	1,660
177	東伊興2丁目54番	1,000
178	入谷4丁目10番	940
179	六町1丁目15番	520
180	六町1丁目14番	990
181	西加平1丁目9番	620
182	西加平2丁目7番	690
183	西伊興2丁目39番	1,050
184	入谷1丁目27番	770
185	血沼2丁目12番	560
186	辰沼2丁目11番	710
187	青井6丁目16番	630
188	扇2丁目29番	940
189	興野2丁目31番	1,240
190	西伊興1丁目12番	1,690
191	竹の塚7丁目18番	630
192	本木2丁目29番	300
193	江北5丁目10番	1,040
194	江北6丁目6番	2,210
195	入谷3丁目4番	1,120
196	六町一丁目	1,400
	合 計	301,740

資料 1-38 水害時の廃棄物の特徴

水害時の廃棄物は、汚泥、汚水、有害物質などを含んだ水が拡散するため、仮置き場や処理工程などは、震災による廃棄物とは異なる処理計画が必要となると考えられる。

(参考) 災害廃棄物対策指針(改訂版)平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局

事前準備	<水害時の廃棄物の特徴> ・水害時の廃棄物は、<u>水分を多く含んでいるため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生する場合があるため</u>、保管及び処理方法には事前に対策を検討し、災害廃棄物の種類ごとに優先順位を決め、処理スケジュールを事前に作成する。 ・水害の場合、<u>全壊や半壊しない建物でも床上浸水や床下浸水に伴い家財等が災害廃棄物として排出され、仮置場へ搬入されることが想定されるため</u>、仮置場の必要面積の算定にも考慮する。 <収集・運搬、保管> ・<u>広域処理を想定した搬出先へのルート</u>について、洪水ハザードマップを参考に事前に検討する。 ・仮置場については、河川敷の使用が困難であることに配慮する。 ・また、仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壤汚染状況を把握する。 <危険物・有害物質等> ・水害時には、<u>薬品類や危険物が流出する可能性があるため</u>、事前に保管場所等について地図で把握し、流出しないよう対策を行う。
応急対応	<情報の収集> ・被災後、浸水状況(床上・床下・倒壊棟数)を把握する必要がある。 <収集・運搬、保管、処理> ・水害時の廃棄物は、<u>衛生上の観点から、浸水が解消された直後から収集を開始することが望ましい</u>。 ・水害時には、水分を含んで重量がある畳や家具等が多量に発生し、積込み・積降しに重機が必要となる。 ・洪水により流されてきた流木等、平時は市区町村で処理していない廃棄物についても、一時的に大量に発生し、道路上に散乱し、又は廃棄物が道路上に排出されるなど、道路交通に支障が生じた場合は、優先的に道路上の廃棄物等を除去する。 ・水分を含んだ畳等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、火災や腐敗による二次災害等への注意が必要であり、早期に資源化や処理を行う必要がある。<u>消毒・消臭等、感染症の防止、衛生面の保全を図る</u>。

復旧・復興	<保管、選別・破碎、焼却処理等> ・水害時の廃棄物は、土砂が多量に混入する場合があるため、保管方法や分別・破碎方法等の検討が必要である。 ・水分を多く含んだ災害廃棄物を焼却することで焼却炉の発熱量が低下し、助燃剤や重油を投入する必要があることがある。 ・大量の濡れた畳は、処理の際に発酵による発熱、発火に注意をする必要がある。
-------	--

(参考) 風水害による災害廃棄物の特徴・処理等

特徴	収集・運搬	区による対応
水分を多く含み、腐敗しやすい廃棄物も排出される。	腐敗が進行しやすい量等の廃棄物について、可能な限りこれに特化した収集・運搬に努める。	腐敗しやすい廃棄物は優先して処理し、公衆衛生の確保や感染症予防のため、消毒・防疫措置を徹底する。
廃棄物に付着する土砂は焼却に適さない。	土砂の除去なども含め、処理の流れを確認する。	焼却処理の搬入の前段階として水分や土砂の除却を区民へ周知し円滑な廃棄物処理を図る。
土砂の流入により分別されないままの廃棄物が排出される。	一次仮置場への搬入にあたり一層の分別を呼びかける。	分解が容易な廃棄物については一次仮置場で分解・分別する。
堅牢な建物であっても下層階の家財等の廃棄物も多く排出される。	浸水が解消された状況に基づき、収集・運搬ルートを検討する。	家財等の搬出が原因で通行の支障が発生しないよう区民等への周知と迅速な収集方法を検討する。
電化製品に内蔵された電池が浸水によりショートし、発火するおそれがある。	不燃系廃棄物はプレス車を使用しないよう留意して可燃系廃棄物と分けて収集・運搬し、発火に備え、消火装置の増備等を検討する。	電化製品から乾電池を外し、充電電池が内蔵されたものについては、まとめた上で、可能な範囲で密閉性、絶縁性が高い容器への保管を検討する。
河川からの越水等により流された浮遊物が漂着する。	流木等の長尺物については、突起部分を切除し、当面、車両の通行に支障がない場所へ保管する。	流木等の漂着が多い河川から近い一次仮置場を中心に場内解体を検討する。
壁材に含まれるアスベスト等の取扱いに留意を要する廃棄物が発生する。	有蓋車両の使用など、積込・運搬にあたり、飛散の防止に対応する。	フレキシブルコンテナバッグに入れるなど、有害物質の飛散防止に努める。

出典：荒川区災害廃棄物等処理方針 R2 年 7 月改訂

資料 1-39 水害時の応急仮設住宅への対応

- ・ 区内は、堤防沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域では氾濫流による木造家屋の倒壊・流出、河岸浸食による木造・非木造家屋の流出のおそれと考えられる。
- ・ また、多くの地域で浸水深 50cm 以上の浸水が 2 週間以上継続すると想定されており、家屋や避難建物に居続けることも困難となる。
- ・ 「平成 30 年 7 月豪雨による災害」では、特定非常災害に指定されたことを踏まえ、避難所で生活されている被災した方々が速やかに応急仮設住宅に移っていただけるよう、応急仮設住宅への入居を図った。住家の被害が「半壊」であっても、水害により流入した土砂や流木等により、住宅として再利用ができない場合は、内閣府との協議なく、府県の判断により、応急仮設住宅への入居が可能となった。